令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

<審議事項・幸	報告事項・ <mark>情報連絡事項</mark> >
件名	令和4年度足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施結果について
所管部課	地域のちから推進部絆づくり担当課
	1 孤立ゼロプロジェクト(概要) 地域住民や区内事業者と協力して、高齢者が抱える問題を早期に発見し、 必要なサービスにつなげることで、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮ら せるまちづくりを目指すプロジェクト。 区独自で条例を制定し、平成25年1月から取り組んでいる。 (別紙1「孤立ゼロプロジェクト」チラシを参照。)
内容	2 高齢者実態調査【令和5年3月末日現在】 町会・自治会や民生委員にご協力いただき、高齢者宅を訪問して聞き取り 調査を行っている。調査の結果、孤立の恐れがある方を関係機関や必要な行 政サービスにつないでいる。 (1)調査対象 ア 介護保険サービスを利用していない70歳以上の単身世帯 イ 介護保険サービスを利用していない75歳以上のみで構成されている 世帯 (2)調査内容 ア 世間話をする頻度 イ 困りごとの相談相手など
内容	(3) 実施団体数及び調査世帯数等

(3) 実施団体数及び調査世帯数等

ア 令和4年度実施分

調査実施団体	調査世帯合計(人数)
24 団体	1,410 世帯(1,763 人)

イ 令和5年3月までの累計

【終了率】

調査終了町会・自治会数	終了率
2 回目以降:369 団体	84. 2%

※ 1回目調査は、平成30年3月 に全町会・自治会で終了

【実施回数別団体数】

実施回	回数	1	2	3	4	5	11	16	計
団体	数	69	276	63	14	14	1	1	438
割合	(%)	15.8	63.0	14. 4	3. 2	3. 2	0.2	0. 2	100

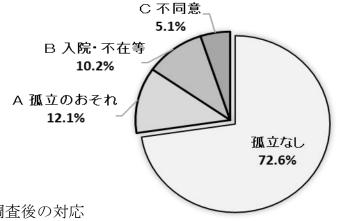
(別紙2「孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧 【令和5年3月末日現在】」参照。)

3 高齢者実態調査の結果内訳とその後の対応【令和5年3月までの累計】

(1)調査結果の内訳

調査世帯合計:50,120世帯(61,568人)									
孤立なし	A 孤立のおそれ	B 入院·不在等	C 不同意	小計					
36,407 世帯	6,046 世帯	5, 125 世帯	2,542 世帯	13,713 世帯					
(45, 513 人)	(7,549人)	(5, 433 人)	(3,073 人)	(16,055 人)					
72.6%	12. 1%	10.2%	5.1%	27.4%					

70 歳以上単身世帯:38,593 世帯 75歳以上のみ世帯:11,527世帯

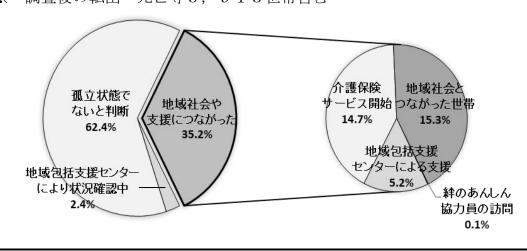


(2)調査後の対応

町会・自治会の調査によって孤立のおそれがある世帯、不在や拒否により 調査できなかった世帯を、地域包括支援センターの職員が根気強く訪問して いる。

	- 0							
I		地域包括支援			地域社会や	支援につれ	よがった	
		セターにより 状況確認中	孤立状態でないと判断	絆のあんしん 協力員の証問	地蛇括 支援か による支援	介護界険 サービス開始	地域社会とつながった	小計
	A 孤立のおそれ 6,046 世帯	101 世帯 (1. 7%)	3,630世帯 (60.0%)	5世帯 (0.1%)	233 世帯 (3. 9%)	1, 115 世帯 (18. 4%)	962 世帯 (15. 9%)	2,315 世帯
	B 入院·不在等 5,125世帯	170 世帯 (3. 3%)	3, 456 世帯 (67. 4%)	1世帯 (0.1%)	283 世帯 (5. 5%)	566 世帯 (11. 0%)	649 世帯 (12. 7%)	1,499 世帯
	C 不 同 意 2,542世帯	62 世帯 (2. 4%)	1, 465 世帯 (57. 6%)	2世帯 (0.1%)	203 世帯 (8. 0%)	328 世帯 (12. 9%)	482 世帯 (19. 0%)	1,015 世帯
	合計 (A+B+C) 13,713 世帯	333 世帯 (2. 4%)	8,551 世帯 (62.4%)	8世帯 (0.1%)	719 世帯 (5. 2%)	2,009 世帯 (14.7%)	2,093 世帯 (15.3%)	4,829 世帯

* 調査後の転出・死亡等5,913世帯含む



4 わがまちの孤立ゼロプロジェクト実施状況

日常的に見守りや声かけを行う町会・自治会等に、区が見守り応援グッズを提供し、自主的な見守り活動を支援している。

(1) 実施団体数【令和5年3月末日現在】

実施団体	① 集合住宅のみの 町会・自治会	② ①以外の 町会・自治会	マンション管理組合
105 団体	56 団体	47 団体	2 団体

※ 令和4年度 新規実施:9団体 辞退:0団体

(2) 実施内容

声かけ・訪問	居場所づくり			
戸別訪問(行事参加促進など)	55 団体	カラオケ	14 団体	
敬老祝い訪問	53 団体	脳トレや簡単な体操	7 団体	
清掃活動	23 団体	お茶飲み会	9 団体	
ラジオ体操	8 団体	グランドゴルフ	5 団体	
避難訓練	2 団体	認知症カフェ	2 団体	
その他 (行事欠席者への訪問など)	9 団体	その他サロン活動	20 団体	

※ 重複あり

5 令和5年度の孤立ゼロプロジェクトの取組み

- (1) 町会・自治会による高齢者実態調査を本格的に再開していく。
- (2) 絆のあんしん協力員に若年層を取り込むため、PR動画の作成等で周知 を強化するとともに、中学、高校のボランティア部への出前講座などを実 施する。
- (3) 地域包括支援センターと連携し、町会・自治会、民生委員や友愛クラブ等の関係団体とのネットワークの強化を図り、地域の見守り活動の支援を行っていく。

6 今後の方針

令和5年度は、アフターコロナに向けた絆の結び直しの年度と捉え、地域の関係団体との連携を深め、地域の見守り活動に向けた取組みを進めていく。また「2 高齢者実態調査」~「4 わがまちの孤立ゼロプロジェクト実施状況」については、定期的にホームページを更新し、情報発信していく。



(ク) 孤立ゼロプロジェクトってなんですか?

このプロジェクトは、いくつになっても 地域の人との交流があり、笑顔があふれる "お互いさまのまち"を、

みんなのちからで築いていく活動です。



社会参加^

自ら進んで地域活動や地域社会に参加し、年齢に関わらず、生きがいを持って日々を送っていただくことを目指します。

つなげる

調査の結果、孤立のおそれがある方に対し、地域包括支援センターが、介護保険サービスや、絆のあんしん協力員の訪問などにつなげます。

寄り添う

町会・自治会、民生 委員、絆のあんしん 協力員が、見守りや 声かけなどを行いま す。



居場所をつくる

『絆のあんしん協力員』などが、 地域のイベントや教室、サロン活動 () などにお誘いします。



気づく

町会・自治会、民生

委員の方々が「世間

話の相手」「困りごと

の相談相手」がいる

かなどの調査を行い

ます。





地域包括支援センター(ホウカツ)とは

足立区から委託を受けた公的な「高齢者総合相談窓口」です。 福祉・介護サービスの紹介や申 請手続きなどに関する相談を福 祉や医療の専門職がお受けし ます。

孤立ゼロプロジェクトでは、地域の気になる方と「絆のあんしん協力員」をつなげています。





「絆のあんしん協力員」とは

困りごとの相談相手がいない方 や地域で気になる方に対し、買い 物のついでなどでちょっとした見守 りや声掛けをしていただく方です。

『絆のあんしん協力員』については、お近くの地域包括支援センターへお問い合わせください。

※解散済みの町会・自治会を除く

			※解散済みの町会・自治 調査実施状況 ************************************					
	区民事務所	町会・自治会名	直近調査年度 (年度)	調査回数	調査世帯数(世帯)	調査人数	孤立ゼロ プロジェクト (実施…〇)注 9	
1		千住旭町自治会	H28	1	123	149		
2		千住旭町会	H28	1	58	70		
3		千住東一丁目町会	R4	4	162	202		
4		千住東町町会	H29	2	132	165		
5		千住東二丁目自治会	H31/R1	2	57	67		
6		千住曙町自治会	H27	1	62	69		
7		千住関屋町会	H29	2	69	85	0	
8		柳原東町会	H31/R1	2	139	152	0	
9		柳原西町会	H29	1	123	139	0	
10		柳原南町会	H30	2	113	142		
11		柳原北町会	H31/R1	2	131	151	0	
12		日ノ出町自治会	H31/R1	2	213	261	0	
13		日ノ出町団地自治会	R4	3	322	383	0	
14		千住東町住宅自治会	H27	1	52	63		
15		関屋ステーションハイツ自治会	H31/R1	2	37	43	0	
16		北千住パークファミリア自治会	R4	2	57	66	_	
17		グリーンコーポ千寿自治会	Н30	2	96	121	0	
18		シテヌーブ北千住30自治会	H29	2	42	50	0	
19		千住関屋町自治会	H30	2	28	32	0	
20		コスモシティ北千住自治会	H31/R1	2	9	10	<u> </u>	
21		コーシャハイム北千住自治会(休会中)	H31/R1	3	64	76		
22		イニシア千住曙町自治会	R3	2	12	16		
23		サングランデ千住曙町自治会(注1)	H28	1	-			
24		千住橋戸町自治会	H31/R1	2	142	167		
25	<i></i> / / ·	千住河原町自治会	H30	3	258	312	0	
26	千住	千住仲町会	H31/R1	4	284	340	0	
27		千住緑町町会	H31/R1	2	397	480	0	
28		千住宮元町町会	H28	2	139	175		
29		千住中居町会	H29	2	160	204	_	
30		千住龍田町町会	H31/R1	2	203	259	0	
31		千住桜木町町会	H28	2	60	73		
32		千住桜木二丁目町会	R4	3	173	199		
33		リバーサイド桜木自治会	H30	2	43	48		
34		都営桜木町アパートー号棟自治会	H28	2	44	54		
35		都営桜木町アパート二号棟自治会	H29	2	154	169		
36		千住桜木一丁目都営アパート自治会	H30	2	100	122		
37		千住一丁目町会	H31/R1	2	110	126		
38		千住二丁目町会	H28	1	72	83	0	
39		千住三丁目町会	H31/R1	2	160	192	0	
40		千住四丁目町会	R4	2	304	361	0	
41		千住五丁目町会	R3	2	130	161		
42		千住大川町東町会	H30	2	120	144		
43		千住大川町西町会	R4	3	196	238		
44		千住大川町南町会	H29	1	66	89		
45		千住元町町会	H29	2	246	299	0	
46		千住柳町々会	H30	2	212	251		
47		千住寿町南町会	H31/R1	2	134	154		
48		千住寿町北町会	R4	3	183	210		
49		都営千住元町団地一・二号棟自治会	H29	2	86	109	0	
50		都営千住元町団地三・四号棟自治会	H28	1	54	56		
		****	H29	1	6	8		

	ロロま数に	m-A + 156 A 7		調査実	E施状況		わがまちの 孤立ゼロ	
	区民事務所	町会・自治会名	直近調査年度 (年度)	調査回数 (回)	調査世帯数 (世帯)	調査人数 (人)	プロジェクト (実施…O)注 9	
52		高野町会	H29	1	161	206		
53		下沼田町会	H30	2	293	360		
54		江北二丁目住宅自治会	H26	1	35	46		
55		上沼田町会	H29	1	242	319		
56		都営上沼田アパート東和会	H30	2	160	185		
57		都営上沼田アパートむつみ会	H30	2	57	70	0	
58		堀之内町会	H29	1	63	77		
59	الدائد	西新井本町住宅自治会	H28	2	57	71		
60	江北	都営扇二丁目アパート自治会	H28	2	101	116		
61		江北一丁目自治会	H28	2	86	105		
62		ソフィア西新井自治会	H29	2	13	17		
63		扇サンハイツ町会	H28		38	47		
64 6F		エンゼルハイム江北自治会	H29	2	17	23	0	
65		江北三丁目自治会	H28	2	50	68	0	
66		江北一丁目第三自治会	H28		100	114	0	
67		都営アパート扇10号棟自治会	H29	2	39	51		
68		都営江北四丁目アパート自治会 小台町会	H29 H31/R1	2	152 311	179 390		
69 70		宮城町会	H31/R1 H30	2	323	390		
		宮城第三団地自治会		2	234		0	
71	江南		H28			269	U	
72 73		尾久橋スカイハイツ自治会	R4	3	55 7	67 8		
74		ラ・セーヌ小台自治会 ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会	H26	2	18	22		
75			H30		6	8		
76		グランシティレイディアントタワー自治会 新田町会	H28 H28	2	448	544		
77			H28	3	221	266	0	
78	新田	新田二丁目第二自治会	H28	2	5	5	<u> </u>	
79		グランスイートハートアイランド自治会	R4	3	19	26		
80		オーベルグランディオハートアイランド自治会(注2)	H26	1	-	-		
00		(ハートアイランド地区)	H29	2	70	83		
81		本木東町会	H29	4	148	179		
82		本木西町会	H29	5	116	155		
83		本木北町みのり町会	H29	5	58	69		
84		本木南町会	H29	5	188	240		
85		本木三丁目北町会	H29	5	87	106		
86		扇一丁目寺地明和会	H29	5	57	70		
87		扇一丁目親友町会	H29	5	124	159		
88		扇一丁目協和会	H29	5	53	72		
89	興本	扇一丁目親栄町会	H29	5	24	30		
90		扇一丁目北町会	H29	5	38	50		
91		扇南町会	H29	5	133	172		
92		扇三丁目町会	H31/R1	4	153	196		
93		興野町会	H29	5	413	522		
94		都営扇三丁目アパート自治会	H29	4	33	43		
95		扇一丁目第三団地自治会	H31/R1	5	126	158		
96		扇一丁目親睦自治会	H29	5	83	101		
97		都営扇一丁目第二アパート自治会	H29	5	24	29		
98		本木一丁目町会	H30	3	178	220		
99		本木一丁目中町会	H30	3	87	99		
100		本木一丁目南町会	H30	3	70	86		
101		関原二丁目南町会	H30	3	112	139		
102		関原三丁目東町会	H30	3	244	309		
103	梅田	中曽根町会	H30	3	236	290		
104		関原二丁目町会	H29	2	173	216		
105		関原三丁目町会	R4	4	339	411	0	
106		梅田東町自治会	R4	4	297	346	0	
107		梅田通町会	R4	4	387	469	0	
					1		1	

		Br.A ሷ ¼ A A		調査実施状況			
	区民事務所	町会・自治会名	直近調査年度(年度)	調査回数 (回)	調査世帯数 (世帯)	調査人数	孤立ゼロ プロジェクト (実施⋯O) 注 9
109		梅田本町自治会	H30	3	212	260	0
110		梅田上町自治会	H30	3	194	239	0
111		梅田稲荷町会	H30	3	137	167	0
112		梅田正和町会	H30	3	199	231	
113		梅田亀田町会	H30	3	114	140	0
114		梅田八丁目アパート自治会	H30	3	118	129	0
115	梅田	コープ野村梅島自治会	H30	3	68	87	0
116		マーシャンハイツ梅島自治会	H28	2	13	15	
117		梅島グリーンマンション自治会	H28	2	15	19	
118		朝日プラザ梅田自治会	H30	3	15	20	
119		梅島ビューハイツ自治会	H30	3	18	26	0
120		プラウドシティ梅島自治会	H30	3	21	25	0
121		リライズガーデン西新井自治会	H30	3	22	27	
122		足立高砂町会	H30	3	305	367	
123		五反野西町会	H30	3	361	427	0
124		足立東町会	H30	3	122	147	
125		足立日吉町会	H30	3	76	86	
126		足立四丁目町会	H30	3	277	334	
127		八千代自治会	H30	3	232	283	
128		中央本町若松町会	H30	3	150	170	
129		中央本町自治会	H30	3	70	85	
130		都営梅田三丁目アパート自治会	H28	2	15	18	
131		島根町会	H28	1	775	945	
132		梅島町会	H28	1	291	345	0
133		梅島栄町会	H29	2	89	107	
134		中央本町弥生町会	H30	2	45	55	
135		中央本町弥生自治会	H30	2	70	84	
136		梅島二丁目東町会	H27	1	68	81	
137		中央本町一丁目町会	H30	2	31	43	
138		中央本町栄町会	H30	2	59	68	
139		島根第二都住自治会	H29	2	22	30	0
140		島根四丁目住宅自治会	H29	2	25	32	0
141		島根四丁目第三自治会	R3	3	52	70	0
142		島根六月自治会	H31/R1	2	102	115	
143		ザ・ウィンベル中央公園自治会	H29	2	8	10	0
144	中央本町	綾瀬西町会	H31/R1	2	90	112	
145		西綾瀬三丁目自治会	H29	2	64	77	
146		西綾瀬町会	H28	2	345	444	
147		西綾瀬四丁目自治会	H30	2	26	32	
148		西綾瀬三丁目第二自治会	H29	2	73	81	0
149		弘道一丁目町会	H31/R1	2	212	260	0
150		弘道一丁目第二自治会	H31/R1	2	10	13	
151		弘道一丁目第4自治会	H31/R1	2	13	22	
152		弘道二丁目町会	H28	1	92	105	
153		弘道二丁目中央自治会	R3	2	103	125	0
154		青井二丁目町会	H26	1	125	147	
155		弘道二丁目梅の自治会	H27	1	90	97	
156		弘道第三団地自治会	H31/R1	2	40	49	
157		弘道一丁目自治会	H27	1	33	37	
158		弘道二丁目五月自治会	H27	1	13	17	
159		五反野第2スカイハイツ自治会	H30	2	18	31	0
160		弘道一丁目第5自治会	H30	2	18	22	
161		青井二丁目二ツ家町会	H27	1	39	48	
162		青井三丁目町会	H30	2	146	179	0
163		青井兵和町会	H28	1	22	28	0
164		青井第一自治会	R4	3	71	98	0
165		青井一丁目町会	H28	2	107	135	
166		青井四丁目二ツ家本町会	H31/R1	2	57	76	
100		日月日1日一/外学門五	по1/К1	4	91	10	l .

				調査実施状況			
	区民事務所	町会・自治会名	直近調査年度(年度)	調査回数	調査世帯数 (世帯)	調査人数	孤立ゼロ プロジェクト (実施…〇)注9
167		青井四丁目住宅自治会	H30	2	31	35	
168		青井四丁目第六住宅自治会	H26	1	16	21	
169		青井四丁目第三自治会	H25	1	10	13	
170		西加平町会	H29	1	84	106	
171		青井六丁目町会	H27	1	102	128	
172		中央本町三丁目町会	H27	1	65	71	
173 174		中央本町四丁目町会中央本町五丁目町会	H29	2	136 108	170	
174		中央本町五丁目住宅親交会	R4 H27	1	57	72	
176		中央本町四丁目団地自治会	H31/R1	2	139	175	
177		青井五丁目供給公社自治会	H29	2	29	39	0
178		五反野スカイハイツ自治会	H31/R1	2	62	81	0
179		青井五丁目睦自治会	H26	1	12	15	
180		青井六丁目アパート自治会	H31/R1	2	26	34	
181	中央本町	青井三丁目中央自治会	H31/R1	2	117	144	
182		日商岩井綾瀬マンション自治会	H30	2	62	74	
183		青井三丁目東自治会	H31/R1	2	11	12	
184		都営青井二丁目住宅自治会	H29	2	2	2	
185		青井四丁目緑会	H30	2	33	43	
186		ダイアパレス綾瀬自治会	H31/R1	2	14	19	
187		青井四丁目第四自治会	H29	2	7	12	0
188		青井四丁目第五自治会	H29	2	38	47	
189		グリーンパーク第5綾瀬自治会	H26	1	7	7	
190		ビューネ北綾瀬自治会	H29	1	3	5	
191		五反野第3スカイハイツ自治会	H26	1	25	31	
192		五反野住宅自治会	H31/R1	2	51	73	0
193		中央本町4丁目2号棟自治会(注3)	H31/R1	2	4	4	
194		中央本町四丁目三号棟自治会(注3)(休会中)	H31/R1	2	5	7	
195		中央本町四丁目一号棟自治会(注3)	H31/R1	2	3	3	
196		綾瀬自治会	H29	2	323	390	
197		東和一丁目自治会	H29	2	121	149	
198		綾瀬東町会	H28	2	335	407	
199		普賢寺自治会	H28	2	244	288	0
200		蒲原自治会	H31/R1	3	329	392	_
201		上谷中町自治会	H29	2	127	156	0
202		下谷中町自治会	H31/R1	2	125	155	
203	東綾瀬	普賢寺住宅自治会	H29	2	50	65	
204		東淵江自治会	H28	2	178	228	
205		蒲谷自治会 ************************************	H30	2	188	252	
206		綾瀬七丁目団地自治会	R4	3	114	130	0
207		パークタウン東綾瀬自治会 東綾瀬自治会	H31/R1 H30	3 2	271 231	358 281	0
208		東 校瀬 日 行 云 接瀬 五 ・ 六 丁 目 自 治 会	H28	2	209	254	0
210		綾瀬三丁目自治会	H28	2	138	166	<u> </u>
211		トーキョーガーデンスイート自治会	H31/R1	2	14	17	
212		大谷田東自治会	H30	2	180	215	
213		隅田自治会	H31/R1	3	337	405	
214		長門南部町会	H29	2	143	182	0
215		長門東部自治会	H30	2	154	192	_
216	中川	長門北部自治会	Н30	2	29	35	0
217		長門西町会	H28	2	91	109	-
218		大谷田二丁目自治会	H31/R1	3	76	105	0
219		東和二丁目自治会	H28	2	174	214	
220		東和二丁目西自治会	H30	2	98	117	
221		東和四丁目自治会	H30	2	131	155	0
222		東和四丁目南部自治会	H29	2	35	40	0
223		東和DM自治会(休会中)	-	-	-	-	
		+ * · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	HOE				
224		東和四丁目第三団地自治会 (休会中)	H27	1	6	8	

				調査実			わがまちの
	区民事務所	町会・自治会名	直近調査年度(年度)	調査回数	調査世帯数 (世帯)	調査人数	孤立ゼロ プロジェクト (実施⋯〇)注 9
226		ファミール亀有弐番館自治会	H30	2	15	18	
227	中川	LM綾瀬谷中公園自治会	H30	2	10	11	
228		ザ・レジデンス東京イースト中川自治会	R4	3	14	17	
229		東和四丁目第二アパート自治会	H30	2	10	11	
230		大谷田上自治会	H29	2	160	184	
231		大谷田西部自治会	H28	2	294	355	
232		佐野一丁目町会	H29	1	68	92	_
233		大谷田一丁目団地自治会	H30	2	285	342	0
234		六木一丁目町会	H30	2	71	89	
235		六木二丁目町会	H29	2	39	49	
236		六木団地自治会	H30	3	392	499	0
237		谷中北町会	H29	2	113	125	0
238		佐野二丁目北町会	H31/R1	2	96	117	
239		佐野二丁目南町会	H30	2	116	144	
240		ボナハイツ中川自治会	H29	1	92	117	
241		大谷田五丁目町会	H29	2	190	226	
242		中川ビューハイツ自治会	H31/R1	2	18	21	
243		ライオンズプラザ北綾瀬自治会	H31/R1	3	48	60	0
244	佐野	都営大谷田自治会	H28	2	19	20	
245		神明上町会	H29	2	48	61	
246		神明東町会	H30	2	71	94	
247		神明仲町会	H30	2	114	140	
248		加平町会	H28	2	269	320	
249		北加平町会	H29	2	106	131	
250		六木三丁目町会	H30	2	115	153	
251		六木四丁目町会	H30	3	104	135	0
252		辰沼町会	H31/R1	2	224	278	0
253		辰沼第二自治会	H28	2	74	90	
254		辰沼団地自治会	H28	2	88	108	
255		シャルム綾瀬自治会	H31/R1	3	36	44	
256		六木三丁目自治会	H28	2	35	45	
257		神明南町会	H31/R1	3	277	376	
258		ライオンズガーデン辰沼自治会	H31/R1	2	3	4	
259		神明2丁目自治会	H30	2	11	13	
260		南花畑下沼町会	H28	2	86	102	
261		榎戸町会	H28	2	94	123	
262		堺田町会	H28	2	62	85	
263		花保町会	H31/R1	2	337	435	0
264		内匠本町町会	H28	2	55	65	
265		花畑第三団地自治会	H26	1	232	280	
266		花保親交町会	H28	2	82	101	
267		東保木間一丁目都住自治会	H28	2	21	24	
268		平野町会	H28	2	154	193	
269		平野竹親町会	H30	3	75	106	
270	保塚	六町町会	H28	2	112	141	
271	小水	六町三丁目町会	H28	2	72	96	
272		保塚町町会	H28	2	189	240	
273		一ツ家一丁目町会	H28	2	83	100	
274		一ツ家二丁目町会	H31/R1	3	115	142	0
275		一ツ家三丁目町会	H28	2	68	82	
276		一ツ家四丁目町会	H28	2	32	41	
277		六町二丁目町会	H28	2	59	77	
278		平野一丁目団地自治会	H31/R1	3	70	81	0
279		都住平野三丁目団地自治会	H28	2	70	85	
280		東栗原団地自治会	H28	2	260	293	0
281		平野三丁目18番地自治会	R4	4	90	109	0
282	-tttm	鷲宿町会	H28	2	98	126	0
283	花畑	外ケ原町会	H30	2	35	49	

				調査第	ミ施状況		わがまちの
	区民事務所	町会・自治会名	直近調査年度(年度)	調査回数	調査世帯数 (世帯)	調査人数	孤立ゼロ プロジェクト (実施…O) 注 9
284		仲組三丁目町会	H29	2	76	94	
285		堤根町会	H28	2	148	181	
286		前通り町会	H30	2	97	117	
287		花畑四丁目都住自治会	H29	1	9	10	
288		花畑団地自治会	H28	2	468	597	0
289		保木間第五団地自治会	H28	2	302	371	0
290		花畑七丁目団地自治会 	H28	2	48	55	
291		花畑第五都住自治会	H28	2	35	47	
292		花畑第六都住自治会	H28	2	15	18	
293	花畑	会組町会	H30	2	57	68	
294		秦袋団地自治会	H28	2	263	319	0
295		花畑西町会	H30	2	17	19	
296		保木間五丁目自治会	H28	2	16	21	
297		南花畑自治会	H28	2	6	7	
298		南花畑第二自治会	H30	2	2	2	
299		保木間11自治会	H27	1	10	10	
300		エステート花畑自治会	H29	2	34	48	
301		仲組四丁目町会	H28	2	72	92	
302		花畑八丁目団地自治会	H30	2	11	11	
303		ベルドゥムール竹の塚自治会	H27	1	3	4	
304		水神町会	H31/R1	2	151	180	
305		西保木間二丁目町会	H28	2	44	53	0
306		原町会	H30	2	74	94	
307		名地共和会	H28	2	13	18	
308		名地町会	H27	1	73	88	
309		在家町会	H28	1	102	119	
310		前保木間親睦町会	H29	2	144	184	
311		三の輪町会	H26	1	57	68	
312		若宮自治会	H30	4	176	208	0
313		南保木間町会	H28	2	188	229	
314		北増田橋町会	H28	2	90	113	
315		南増田橋町会	H28	2	8	10	
316		第二都住会	H28	3	73	82	
317		第五住宅会	H30	3	44	55	0
318		竹の塚南町会	H31/R1	2	108	142	
319		竹の塚中町会	H31/R1	3	162	196	
320		竹の塚上町会	H30	3	263	328	0
321		六月町会	H28	2	382	475	
322	竹の塚	水無月会	H28	2	4	5	
323		第八六月自治会	H31/R1	2	11	15	
324		東保木間町会	R4	11	239	307	0
325		都営住宅六月むつき自治会	H28	2	34	42	
326		都営西保木間二丁目団地自治会	R3	3	53	61	
327		西保木間都住自治会	H28	2	79	96	0
328		西保木間四丁目都住自治会	H27	2	227	270	0
329		竹の塚スカイタウン町内会	H30	2	69	82	
330	=	西保木間大曲自治会	H28	2	10	14	
331		都営西保木間一丁目自治会	H28	2	24	31	
332		六月中央自治会	H28	2	46	56	0
333		東京都住宅供給公社西保木間住宅自治会	H27	1	46	56	
334		竹の塚六丁目アパート2号棟自治会	H28	2	45	54	
335		西保木間三丁目むつみ会	H28	2	22	26	
336		竹七東町会	H28	2	18	23	
337		西保木間自治会	H28	2	12	15	
338		新緑自治会	H29	2	28	34	
339		都営竹の塚団地第一自治会	H28	2	54	66	-
340		都市再生機構竹の塚第一団地自治会	H31/R1	3	471	598	0
341		都市再生機構竹の塚第二団地自治会	R4	4	252	328	0

				調査実	 『施状況		わがまちの
	区民事務所	町会・自治会名	直近調査年度(年度)	調査回数	調査世帯数 (世帯)	調査人数 (人)	_ 孤立ゼロ プロジェクト (実施⋯O)注9
342		都市再生機構竹の塚第三団地自治会	H28	2	200	234	
343		第一保木間アパート自治会	H28	2	39	50	
344		保木間第四アパート自治会	H28	2	241	265	0
345		保木間第四団地新館自治会	H29	2	104	127	
346		竹の塚三丁目町会	H29	3	48	61	
347		竹の塚七丁目団地自治会	H28	1	186	216	
348		都営六月町団地自治会	H28	2	67	76	
349		竹の塚マンション自治会	H30	3	48	63	
350		都営保木間町アパート自治会 日商岩井竹の塚マンション自治会	R4 H28	16 2	182	232	0
351 352	竹の塚	西保木間中央自治会	H28	2	8	12	
353	110259	保木間四丁目自治会	H28	2	12	17	
354		マンハイム竹の塚自治会	H28	1	10	12	
355		六月一丁目第2自治会	H28	2	18	20	
356		六月自治会	H28	2	30	34	
357		竹の塚6丁目第3自治会	H27	1	4	5	
358		洋伸竹ノ塚マンション自治会	H28	2	11	16	
359		竹の塚6丁目アパート自治会	H28	2	11	14	
360		竹の塚ビューハイツ自治会	R3	4	23	26	0
361		カインドステージ竹ノ塚自治会	H27	1	3	3	
362		ライオンズスクエア竹の塚自治会(注4)	H31/R1	2	3	3	
363		西新井東町会	H30	2	161	197	
364		西新井本町二丁目町会	H31/R1	2	114	134	0
365		興野北町会	H28	2	503	600	
366		東京都住宅供給公社興野町住宅自治会	H29	1	167	208	
367		都営西新井本町四丁目アパート自治会	H30	2	6	6	
368		フレール西新井第一公団自治会	H31/R1	2	44	57	
369		フレール西新井第二自治会	H28	1	65	91	
370		扇三丁目第二団地自治会	R3	2	62	76	0
371		栗原町会(注8)	H27	1	565	706	0
372		西新井栄町二丁目町会	H30	2	77	87	
373		栗原南町会	H31/R1	2	55	67	
374		都営栗原1丁目アパート自治会	H31/R1	2	83	107	
375		あみだばし自治会	H29	2	64	73	
376		西新井本町2丁目アパート自治会	H31/R1	2	45	54	
377		西新井六丁目アパート自治会	H29	1	51	60	
378	西新井	西新井北町会	H29	2	124	150	
379		栗原団地自治会	H28	2	177	225	
380		西新井町会	H26	1	65	72	
381		西新井1・2町会	H27	1	34	41	
382		西新井本町一丁目町会	H30	2	110	134	
383		西新井緑町会	H29	2	204	237	
384		西新井仲町会	H29	2	113	137	0
385		西新井中央町会	H28	2	285	361	
386		西新井15部町会	H31/R1	2	68	85	
387		西新井西町会	H29	1	67	83	
388		西新井本町一丁目東町会(休会中)	-	-	-	-	
389		東京アクアージュ自治会	H31/R1	2	22	30	
390		秀和西新井レジデンス自治会	H29	2	21	27	
391		ザ・ステージオ自治会	H31/R1	2	43	55	
392		レコシティグランデ自治会	H31/R1	2	15	18	
393		西新井本町3丁目AP自治会(注6)	H27	1	57	66	
394		伊興町自治会	H28	2	291	374	
395		伊興北根町会	H29	2	188	238	
396		都市再生機構西新井第三団地自治会	H29	2	167	216	
397	伊興	伊興西町会	H31/R1	2	323	416	
398		伊興中央町会	R4	3	566	714	
399		伊興北町会	H28	1	151	195	
400		伊興町アパート自治会	H28	2	45	54	

	ロロまなご	m-A - 6.46.47		調査多	ミ施状況		わがまちの 孤立ゼロ
	区民事務所	町会・自治会名	直近調査年度 (年度)	調査回数	調査世帯数(世帯)	調査人数	プロジェクト (実施…O)注 9
401		伊興仲町会	H31/R1	2	161	199	
402		西新井四丁目諏訪木町会	H29	2	59	74	
403		西新井四丁目自治会	H29	2	105	132	
404		東伊興町会	H28	2	120	148	
405		狭間町会	H27	1	32	39	
406		伊興南町会	H29	1	122	143	
407	伊興	伊興東町会	H29	2	182	217	
408	伊典	伊興五丁目アパート自治会	H28	2	5	6	0
409		伊興英知自治会	H26	1	20	30	
410		伊興町前沼アパート自治会	H30	2	9	9	
411		伊興四丁目住宅自治会	H29	2	15	17	
412		伊興三丁目アパート自治会	H29	1	39	46	0
413		伊興二丁目自治会(注5)	R3	3	3	3	0
414		伊興町第2アパート自治会	H31/R1	2	56	67	
415		鹿浜押部町会	H29	2	422	528	
416		鹿浜東町会	H29	2	208	252	
417		鹿浜古内町会	H29	2	103	125	
418		鹿浜糀屋町会	H30	2	138	169	
419		鹿浜島町会	H30	2	162	214	
420		皿沼町会	R3	4	263	332	0
421		加賀町会	R4	3	204	255	
422		谷在家町会	H29	2	170	213	
423	鹿浜	椿町会	H30	2	114	146	
424	此扶	皿沼東町会	H26	1	16	22	
425		都住谷在家団地自治会	H28	2	194	246	0
426		鹿浜団地自治会	H30	2	62	79	
427		上沼田第三アパート自治会	H25	1	205	249	
428		北鹿浜第二都住自治会	H29	2	110	123	
429		日本住宅公団江北六丁目団地自治会	R3	4	336	412	0
430		都営鹿浜五丁目団地自治会	H28	2	149	182	
431		都営鹿浜五丁目団地北部自治会	H28	2	102	135	0
432		都住加賀二丁目自治会	H31/R1	2	85	105	
433		舎人町会	H30	2	712	925	
434		入谷町会	H31/R1	2	395	489	
435		古千谷本町町会	H29	2	371	467	0
436	舎人	都住舎人自治会	R4	3	350	436	0
437		都住足立入谷自治会	H28	2	39	49	
438		入谷町第2アパート自治会	H28	2	7	9	
439		アビダス舎人テラス自治会 (注7)	H31/R1	2	177	224	

- 注 1 「Na.23 サングランデ千住曙町自治会」については、「Na.6 千住曙町自治会」にて1回目調査済み 注 2 「Na.80 オーベルグランディオハートアイランド自治会」については、「ハートアイランド地区」にて1回目調査済み 注 3 「Na.193 中央本町4丁目豆地自治会」については、「Na.195 中央本町四丁目一号棟自治会」については、「Na.176 中央本町四丁目団地自治会」にて1回目調査済み 注 4 「Na.362 ライオンズスクエア竹の塚自治会」については、「Na.305 西保木間二丁目町会」にて1回目調査済み 注 5 「No. 413 伊興二丁目自治会」については、「Na.398 伊興中央町会」にて1回目調査済み 注 6 「No. 393 西新井本町3丁目A P自治会」については、「西新井本町三丁目自治会(解散)」にて1回目調査済み 注 7 「No. 439 アビダス舎人テラス自治会」については、「Na.434 入谷町会」にて2回目調査済み 注 8 「Na.371 栗原町会」については、支部ごとに調査実施。第九、第十一支部は令和元年度に2回目、第五支部は令和4年度に3回目調査を実施。 注 9 わがまちの孤立ゼロプロジェクトは、町会・自治会として登録されていないマンション管理組合 2団体を含む 1 0 5団体が登録(令和5年3月末現在)。

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

福祉部生活・暮らし臨時給付金担当課 電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯の負担軽減を図るため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠を活用し、「あだち物価高騰支援臨時給付金」を支給する。 国は、当該交付金の交付対象を「令和5年度住民税非課税世帯」としているが、
め、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠を活用し、「あだち物価高騰支援臨時給付金」を支給する。 国は、当該交付金の交付対象を「令和5年度住民税非課税世帯」としているが、
6月の住民税非課税世帯の決定を待つと支給時期が遅くなることから、区は可能な限り早急に支給できるよう、独自にまず令和4年度住民税非課税世帯へ速やかに支給し、その後令和5年度新たに住民税非課税となった世帯へ支給する。さらに、収入が予期せず減少し、住民税非課税水準となった家計急変世帯にも対象を拡大し支給する。
1 支給対象世帯 (1) 令和4年度住民税非課税世帯(以下ア、イいずれも該当する世帯) ア 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯 イ 基準日(令和5年5月15日)時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯 (2) 令和5年度新規住民税非課税世帯(以下ア、イいずれも該当する世帯) ア 令和5年度住民税均等割が非課税で、かつ上記1(1)の給付金の対象はない世帯 イ 基準日(令和5年5月15日)時点で足立区の住民基本台帳に記録されいる世帯 (3) 家計急変世帯 上記1(1)(2)の給付対象とならない世帯のうち、令和5年1月から10月のいずれか1か月の収入が予期せず減少し、その収入額を12倍(年額換算)した額が、住民税非課税水準と認められる世帯(世帯全員がそれぞれ信民税非課税水準) ※ 上記1(1)(2)(3)のいずれも、住民税が課税されている者の扶養親が等のみで構成されている世帯を除く。
2 支給世帯数 約112,750世帯を想定 内訳 令和4年度住民税非課税世帯 97,000世帯 令和5年度新規住民税非課税世帯 15,000世帯 家計急変世帯 750世帯

1世帯あたり30,000円

4 支給手続き

- (1) 令和4年度住民税非課税世帯(申請不要)
 - ア 前回の国の住民税非課税世帯給付金受給世帯
 - (ア) 区から対象世帯へお知らせを発送(口座変更等なければ返送不要)
 - (イ) 口座へ入金後、振込通知書を送付
 - ※ 前回の国の令和4年度住民税非課税世帯給付金(1世帯5万円。基準 日は令和4年9月30日)を足立区から世帯主の口座に支給した世帯の うち、令和4年1月1日時点で足立区に住民登録があり、かつ令和5年 5月15日(今回の基準日)までに世帯構成の変更等がない世帯が対象
 - イ 上記4(1)ア以外の世帯
 - (ア) 区から対象世帯へ確認書を発送
 - (イ) 区へ確認書を返送
 - (ウ) 区は確認書の内容を確認の上、支給を決定
 - (エ) 口座へ入金後、振込通知書を送付
- (2) 令和5年度新規住民税非課税世帯(申請不要)
 - ア 区から対象世帯へ確認書を発送
 - イ 区へ確認書を返送
 - ウ 区は確認書の内容を確認の上、支給を決定
 - エ 口座へ入金後、振込通知書を送付
- (3) 家計急変世帯(申請が必要)
 - ア 申請書と家計急変を証する資料(給与明細等)を区へ提出
 - イ 区は申請書の内容を審査の上、支給を決定
 - ウ 口座へ入金後、振込通知書を送付
 - 【主な申請書入手場所 (7月下旬配置を想定)】

区民事務所(16か所)、福祉事務所各福祉課(6か所)、

くらしとしごとの相談センター (別館1階)、

地域包括支援センター(25か所)

5 処理スケジュール(7月3日現在。予定含む)

(1) 令和4年度住民税非課税世帯

対象者	通知の種類	発送時期	支給時期
4(1)ア 令和4年1月1日時点で足立 区に住民登録があり、前回の 国の非課税世帯給付時から 世帯構成の変更等がない世 帯	「お知らせ」 (口座変更等がな ければ区への返送 不要で振込)	6月6日	6月28日・29日 約36,000世帯× 2日間
(約72,000世帯)			
4 (1) イ 4 (1) ア以外の足立区非課 税世帯 (約15,000世帯)	「確認書」 (区への返送が必要)	6月12日	6月28日以降順次
4 (1) イ 他自治体非課税世帯(令和 4年1月2日以降区へ転入) (約11,000世帯)		6月28日	7月中旬以降順次

(2) 令和5年度新規住民税非課税世帯

対象者	通知の種類	発送時期	支給時期
4 (2)	「確認書」	6月28日	7月中旬以降順次
足立区非課税世帯	(区への返送が必		
(約13,000世帯)	要)		
4 (2)		7月中旬	7月下旬以降順次
他自治体非課税世帯(令和		以降順次	
5年1月2日以降区へ転入)			
(約5,000世帯)			

(3) 家計急変世帯

対象者	通知の種類	申請開始	支給時期
4 (3)	「申請書」	7月下旬	8月上旬以降順次
家計急変世帯	(区への提出が必		
	要)		

6 確認書及び申請書受付期限

令和5年10月31日(火)当日消印有効

7 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置

(1) 専用コールセンター(外部委託)

電話番号:0120-247-035 (平日午前9時~午後8時まで)

(2) 申請相談支援窓口(人材派遣従事)

本庁舎中央館1階アトリウム(平日午前9時~午後5時まで)

8 周知方法

対象世帯に対して、お知らせ及び支給要件確認書を順次送付するとともに、あだち広報6月10日号及び区ホームページにて詳しく周知した。

家計急変世帯への給付金については、町会・自治会や住区センター等にもチラシを配布し、周知に努めていく。

9 今後の方針

給付金を一日でも早く区民に支給するため、確認書等の事務処理を迅速に進めるとともに、ミスを起こさないよう細心の注意を払って取り組んでいく。

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

(在所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の3 について 「関節課 福祉部生活・暮らし臨時給付金担当課 食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育で世に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国の事業として集給付金を支給する。 1 対象児童 (1) 児童扶養手当受給者(ひとり親世帯)等 ア 令和5年3月分の児童扶養手当を受給している者及び令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者(申請不要)イ 令和5年5月分以降の新規児童扶養手当受給者(申請が必要)ウ 公的年金受給により令和5年3月分の児童扶養手当を受けいない方(申請が必要)エ 児童扶養手当未支給者のうち、食費等の物価高騰の影響により家計(収入)が急変し、令和5年1月以降のいずれか1か月の収入が児童扶養手当受給者と同等の水準となったひとり親世帯の方(申請が必要) (2) ひとり親世帯以外の低所得の子育で世帯 ア 令和4年度低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の世帯)の支給対象者であったた(申請不要)イ 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児につては20歳未満)の養育者であって、令和5年度住民税非課税 方及び食費等の物価高騰の影響により家計(収入)が急変し、和5年1月以降のいずれか1か月の収入が住民税非課税相当と
食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育で世に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国の事業として特給付金を支給する。 1 対象児童 (1) 児童扶養手当受給者(ひとり親世帯)等 ア 令和5年3月分の児童扶養手当を受給している者及び令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者(申請不要) イ 令和5年5月分以降の新規児童扶養手当受給者(申請が必要)ウ 公的年金受給により令和5年3月分の児童扶養手当を受けいない方(申請が必要)エ 児童扶養手当未支給者のうち、食費等の物価高騰の影響により家計(収入)が急変し、令和5年1月以降のいずれか1か月の収入が児童扶養手当受給者と同等の水準となったひとり親世帯の方(申請が必要) (2) ひとり親世帯以外の低所得の子育で世帯ア 令和4年度低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の世帯)の支給対象者であった大(申請不要)イ 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児につては20歳未満)の養育者であって、令和5年度住民税非課税方及び食費等の物価高騰の影響により家計(収入)が急変し、
に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国の事業として集給付金を支給する。 1 対象児童 (1) 児童扶養手当受給者(ひとり親世帯)等 ア 令和5年3月分の児童扶養手当を受給している者及び令和5年4月分の新規児童扶養手当を受給している者及び令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者(申請が必要)ウ 公的年金受給により令和5年3月分の児童扶養手当を受けいない方(申請が必要)エ 児童扶養手当未支給者のうち、食費等の物価高騰の影響により家計(収入)が急変し、令和5年1月以降のいずれか1か月の収入が児童扶養手当受給者と同等の水準となったひとり親世帯の方(申請が必要) (2) ひとり親世帯以外の低所得の子育で世帯ア 令和4年度低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の世帯)の支給対象者であったた(申請不要)イ 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児につては20歳未満)の養育者であって、令和5年度住民税非課税方及び食費等の物価高騰の影響により家計(収入)が急変し、
(1) 児童扶養手当受給者(ひとり親世帯)等 ア 令和5年3月分の児童扶養手当を受給している者及び令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者(申請不要) イ 令和5年5月分以降の新規児童扶養手当受給者(申請が必要) ウ 公的年金受給により令和5年3月分の児童扶養手当を受けいない方(申請が必要) エ 児童扶養手当未支給者のうち、食費等の物価高騰の影響により家計(収入)が急変し、令和5年1月以降のいずれか1か月の収入が児童扶養手当受給者と同等の水準となったひとり親世帯の方(申請が必要) (2) ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯 ア 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の世帯)の支給対象者であった大(申請不要) イ 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児につては20歳未満)の養育者であって、令和5年度住民税非課税方及び食費等の物価高騰の影響により家計(収入)が急変し、
ア 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の世帯)の支給対象者であった大(申請不要) イ 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児につては20歳未満)の養育者であって、令和5年度住民税非課税方及び食費等の物価高騰の影響により家計(収入)が急変し、
った方(申請が必要) ※ 令和5年3月以降、令和6年2月末までに生まれる新生児 も対象とする。

2 支給状況(6月19日現在)

(1) 令和5年3月分の児童扶養手当受給者(申請不要世帯)

項目	数值	備考
① 通知発送数(世帯)	4,983件	発送日:5月12日
② 支給決定数(世帯)	4,982件	支給人数:
		7,653人
③ 支給金額	382,650	支給日:
	千円	5月26日以降順次

(2) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金受給者 (申請不要世帯)

項目	数値	備考
① 通知発送数(世帯)	3,656件	発送日:5月12日
② 支給決定数(世帯)	3,653件	
		6,606人
③ 支給金額	330, 300	支給日:
	千円	5月26日以降順次

3 支給額

対象児童1人につき50,000円

4 今後の処理スケジュール(予定含む)

(1)申請が不要な方

令和5年4月分の児童扶養手当受給者には、6月12日以降順次 通知を発送。6月30日以降順次支給。

(2) 申請が必要な方 【申請期限:令和6年2月29日】

	対象者	通知発送	支給日
1 (1) - 1 (1) 1 (1) 2 1 (1) 2 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 1 (1) 2 1 (1) 2 1 (1) 2 1 1 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2	イ 令和 5 年 5 月分以降の新規児童扶養 手当受給者 (1,000 人見込) ※1 ウ 公的年金受給者(200 人見込) ※2 エ 家計急変者 (500 人見込) ※3	7月3日	7月下旬 以降順次 支給
1 (2)	イ 家計急変者 (2,900 人見込) ※4	7月3日 以降順次	7月下旬 以降順次 支給

※1 令和5年5月分以降の新規児童扶養手当認定者に申請書一式を郵送。 なお、申請書を郵送することができない世帯のために、7月3日に区ホーム ページに申請書一式を掲載する。

また、希望者には、連絡を受けたうえで申請書一式を郵送する。

- ※2 公的年金受給者家計急変者については、申請書を郵送する。
- ※3 家計急変者については、児童育成手当のみを受給している世帯に申請書を郵送する。郵送方法等については※1と同様に対応する。

※4 家計急変者等については、児童手当受給者等が令和5年度住民税非課税の世帯のうち、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童がいる世帯等に申請書一式を郵送する。

郵送方法等については※1と同様に対応する。

5 周知方法

支給対象となる可能性のある世帯に対して、お知らせや申請書を送付するとともに、あだち広報、区ホームページで周知する。

6 今後の方針

お知らせや申請書の発送及び支給を速やかに進める。

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	エン	エンディングノート(じぶんノート)の作成について							
所管部課	福祉	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課							
 1 「じぶんノート」のコンセプト (1)人生の終わりに向けて、残された人のための覚書としてだけではく、どんな時にも自分の意思が尊重されるための意思決定表明のきとして、さまざまな福祉サービスの提供方針決定の際にも活用でリッールとなる。 (2)書くことを通じて、家族等とのコミュニケーションのきっかけり、相談ができる。 2 従来品と「じぶんノート」の比較 									
			旧エンディングノート	じぶんノート					
			主体者	記入者が家族等のことを 考えて書く	記入者が、自分自身のために書く				
内容					目的	終活の一環。残された者 のための覚書	社会福祉施策の運営にお ける意思決定支援のツー ルを兼ねる		
							イメージ	人生の終わりに向かって いるという負の印象	やりたいことや、これからの夢など、自身の望ま しい将来を想定できる
		記入項目	財産、葬儀、お墓等に関わる一般的な事項	足立区の地域性や福祉需 要等を踏まえた事項。必 要な情報を追加					
		記入環境 記入者のみ、または家族 と相談するなど 地域包括支援センター、 を対している。 と相談するなど と相談するなど を受けられる							
	3 作成部数と配布方法 (1) 令和5年5月に5,000部を作成し、高齢福祉課、地域包括支援 センター、権利擁護センターあだち、区民事務所で配布。 (2) 令和5年8月に5,000部を増刷予定								

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	介護予防事業の令和4年度の実施結果及び令和5年度の新規事業に ついて						
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課						
	令和4年度介護予防事業の実施結果及び令和5年度新規事業について、以下のとおり報告する。						
	1 概要 介護保険の要介護・要支援認定を受けていない一般高齢者及び介護 に陥るリスクの高い高齢者に対し、介護予防(フレイル(※1)予防) に必要な「運動(※2)」「栄養・口腔ケア(※3)」「社会参加(※4)」 の促進に重点を置き、専門の事業者に事業を委託して実施した。						
	令和4年度実施結果 (1) 概要 令和4年度は事業の開催方法を見直して実施した(新型コロナウイルス感染症の感染拡大時を除く)。 事業の詳細は別紙1のとおり。						
-L-a /- ! >	主な事業見直した点						
内容	はじめてのフレ ① コロナ禍で短縮していた開催時間の イル予防教室 拡大(60分→75分)。 (※5)						
	みんなで元気ア ① コロナ禍で中止していた、自主グルップ教室(※6) ―プの立ち上げを再開。						
	② コロナ禍で短縮していた開催時間を 拡大(60分→90分)。						
	③ 新たに足立成和信用金庫会議室の活 用による民間施設との連携。						
	元気アップサポ ① 新たに足立成和信用金庫会議室の活 ーター養成研修 用による民間施設との連携。 (※7)						
	高齢者体力測定 ① アリオ西新井の会場における、当日会(※8) 参加受付の実施。						

- (2) 事業実施から見えてきたこと
 - ア 高齢者体力測定会では、人が多く集まるアリオ西新井で当日参加受付を実施したことにより、参加者が事前申込者数の倍を超えた回もあった。
 - イ はじめてのフレイル予防教室では、時間数の拡大により、体操 指導の種目を増やしたり、振り返りの時間を設けたことで、参加 者のフレイル予防に対する理解度が高まった。
 - ウ みんなで元気アップ教室では、時間数の拡大により、グループ 化に効果的なグループワークやグループウォーキングが実施で きたことで、自主グループ立ち上げにつながった。
 - エ 自宅でもフレイル予防に取り組める機会を創出するため、 Zoomを使ったオンライン体操教室を6回試行した。参加者から接続困難などの問い合わせはなく、次回参加への意欲につながった。

3 令和5年度新規事業(6月開始)

感染症や悪天候の影響により、対面型の教室開催が困難な場合でも、フレイル予防に取り組める機会の創出、スマートフォン等の活用を促進するため、Zoomを使ったオンライン体操教室などの事業を新規に実施する。

事業の詳細は別紙2のとおり。

4 今後の方針

- (1)パークで筋トレや高齢者体力測定会等、各種事業への効果的な参加を促す。また、地域で活動する自主グル―プが継続してフレイル予防に取り組めるよう、区が実施する事業への活用についてホウカツを通じて促していく。
- (2) フレイル予防事業全体の参加者数の増加につなげるため、周知方法を見直すほか、A-メールや区LINE公式アカウントなど、SNSを活用した情報発信を実施する。

【用語説明】

	ſ	
※ 1	フレイル	筋力や心身の機能などが低下した状態。適切な介入・支援(運動、栄養・
		口腔、社会参加)により維持回復が可能。
※ 2	「運動」	加齢による移動機能の低下や、筋肉の衰えを予防するための、ウォーキン
		グのような有酸素運動やストレッチのような軽度の筋力トレーニングの実
		施。
※ 3	「栄養・口腔	筋肉を維持するため、毎食(1日3食)、たんぱく質を意識した栄養講座や、
	ケア」	むせる、かたいものが食べにくいなど、口の機能の衰えを予防するための口
		腔ケア講座の実施。
※ 4	「社会参加」	趣味やボランティアなどに参加し、地域に役割を持って外出することで、
	,	加齢に伴う社会とのつながりの希薄化を予防するための、自主グル―プ活動
		の推進。
※ 5	はじめての	6 5歳以上の方に、3年に1度届く「介護予防チェックリスト」でフレイ
	フレイル予	ルの恐れがある人を対象とした教室。介護予防運動指導員・看護師・管理栄
	, , ,	養士等が、運動や口腔機能の向上、栄養状態の改善、認知症予防などを組み
	防教室	合わせた総合型メニューを実施。全12回1クールの連続講座型。
※ 6	みんなで元	地域でフレイル予防に取り組む自主グル―プの立ち上げを目標とした教
	気アップ教	室。コロナ禍で中止していた、グル―プワークの再開やグル―プウォーキン
		グの実施により、地域で介護予防に取り組む自主グル―プを創出。全10回
	室	1 クールの連続講座型。
※ 7	元気アップ	介護予防に関する知識を深め、グループワークを通じて、フレイル予防の
	サポーター	指南役を育成する教室。コロナ禍で活動継続が困難な既存の自主グループの
		代表者に対して、活動継続に向けたアドバイスを中心とした内容を追加。全
	養成研修	8回1クールの連続講座型。
※ 8	高齢者体力	高齢者が自身の健康状態と日頃の介護予防への取り組みを実感できること
	測定会	を目的とした体力測定会。測定内容は、握力や立ち上がり能力のテスト、最
	例に古	大歩幅、歩行速度の計測など、下肢筋力やバランス能力、転倒リスクの判定
		等に特化。
	I	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

令和4年度介護予防事業実施結果

				主な会場	実施	結果
		名称 	内容		実施回数	年間 参加者数
【自己把握】	1	【高齢者体力測定会】	 握力、立ち上がり、歩行状態、歩幅測定等、日常生活を継続するために必要な下肢筋力を中心とした測定。 測定結果を当日会場で参加者に配付。 測定結果作成時間を使って、ミニ介護予防体操教室を実施。 アリオ西新井会場は当日受付を実施。 毎月開催、区内7会場(毎月)。 	① 区施設(地域学習センター、総合スポーツセンター、勤労福祉会館等)② 民間施設連携(アリオ西新井店、トヨタモビリティ東京足立保木間店)	116 回	485 人
【介護予防	2	【はじめてのフレイル予防教室】 *全12回1クールの連続講座	 ① 介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者に、3 年に1 度実施する「介護予防チェックリスト」で、何らかの生活支援が必要と判定された方が対象。 ② 地域包括支援センターによる実態把握訪問調査によって参加案内。 ③ 高齢者施設の会場がコロナ理由による使用中止、変更あり。 ④ 区内 25 会場で上半期・下半期の年 2 期制。 		61 クール	702 人
のきっか	3	【はつらつ教室(室内型)】	① 運動講座に「栄養・口腔ケア」が身につく室内型(4日制)。 ② 各会場、通年実施。	① 区施設(地域学習センター[14 か所]、総合スポーツセンター、勤労福祉会館)② 民間施設連携(ティップネス綾瀬)	310 回	623 人
けづくり】	4	【はつらつ教室(プール型)】 *全8回1クールの連続講座	① 水中ウォーキングを中心とした介護予防教室。 ② 年間3期に分けて実施。	 1 千住温水プール 2 東綾瀬公園温水プール 3 スイムスポーツセンター (施設改修中のため中止) 	6クール	94 人
	5	【ふれあい遊湯う】	① 銭湯を会場に、フレイル予防のレクリエーション(体操、脳トレ等)を体験した後に入浴。② 事前申込制、昼食やカラオケの中止は継続。	① 区内銭湯(延べ36会場)	366 回	2,228 人
【グループ	6	【みんなで元気アップ教室】 *全 10 回 1 クールの連続講座	 ① フレイル予防知識を学びながら、グル―プワークを通じて、終了後に自主グループ立ち上げを目標とした教室。 ② グループで決めたウォーキングコースを実際に歩く実習を実施。 ③ 区内 26 会場、上半期・下半期の年 2 規制で実施。 	 ① 区施設(地域学習センター[上期10、下期6]、住区センター[上期6、下期9]、その他区施設[上期6、下期5]等) ② 民間施設連携(足立成和信用金庫[下期1]、UR[上期1、下期2]、高齢者施設[上期3、下期3]) 	56 クール	647 人
-プ活動推進】	7	【元気アップサポーター養成研修】 *全8回1クールの連続講座	① グループ立ち上げや運営に興味がある方向けに、グループワーク、フレイル予防の基礎講座等を通じて、グループ活動継続のコツを学ぶ。② 区内5会場、上半期・下半期の年2期制で実施。	① 区施設(梅田地域学習センター、ギャラクシティ、総合ボランティアセンター)② 民間施設連携(足立成和信用金庫、セントラルフィットネスクラブ竹の塚)	10 クール	90 人
【屋外活動	8	【パークで筋トレ】	 公園や広場などを利用して、指導員と一緒に軽い筋トレ、ストレッチなどを行う。 全36会場で実施。 	① 区内の公園や広場② 令和4年度2会場追加(伊興遺跡公園、南宮城公園)	796 回	26,574人
動	9	【ウォーキング教室】	① 指導員と一緒に、正しい姿勢の歩き方を教わりながら、自分の体力にあったコースを選べる。	① 区内の公園や広場	39 回	491 人

令和5年度介護予防新規事業

- 1 感染症や悪天候等で集合が困難な場合でも、自宅で介護予防事業に参加できる機会を創出する。
- 2 スマートフォンやタブレット等の使い方を学び、高齢者自身の生活に取り入れ、コミュニケーションの幅を広げる。
- 3 オンラインを使い、自ら情報を取得できるようになり、緊急時に活用できるようにする。
- 4 要支援、要介護認定を受けていない高齢者で、スマートフォンやタブレット、パソコンを持っている方を対象とする。

		名称	内容	主な会場	実施時間	定員
7	1	【Zoomでオンライン体操教室】	① 椅子を使った座位のみの体操、他の介護予防事業の紹介。	① Zoom 内	30 分	20名
ン			② スマートフォンを持っていない方向けに、区施設や高齢者施設等で集合参加方式の 開催を検討。			(最大 50 名ま で対応可)
ライ						
2						
	2	【Zoomでオンライン体操教室	① Zoomへスムーズに入室できるよう、端末操作を学ぶ。	① 地域学習センター	60分	20 名
		事前説明会】	② 説明会の会場において、実際にZoomへの接続体験実施。	② 千住西複合施設		
			③ ポータブルWi-Fiを委託事業者が用意、参加者は通信料無料。	③ 総合ボランティアセンター		
			④ 毎月、区内5カ所ずつ開催。	④ 勤労福祉会館		
	3	【はじめてのスマホ教室(体験コー	① スマートフォンを持っていても、利用できていない高齢者が対象。		120 分	
₩ 		ス)】	② スマートフォンを使った脳トレや e -スポーツ (囲碁、将棋等)、YouTube 鑑賞等の体			
【対面型】			験を通じて、インターネットを身近に感じてもらい、ICTに対するハードルを下			
型			げる。			
			③ 毎月、区内2カ所ずつ開催。			
	4	【はじめてのスマホ教室 (基礎コー	① Wi-Fiの接続方法やLINEの使い方、QRコードの読み取り方法、リスク管理		120 分	
		ス)】	など、日常生活で使うことの多いスマートフォンの基本的な知識・操作が学べる。			
			② 区の公式LINEアカウント、A‐メール、防災アプリの登録。			
			③ 毎月、区内3カ所ずつ開催。			

【はじめてのスマホ教室の開催スケジュール】

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
西部	体験	基礎	基礎	体験	基礎	体験	基礎
千住	基礎	体験	基礎	基礎	体験	基礎	体験
中部	体験	基礎	体験	基礎	基礎	体験	基礎
東部	基礎	体験	基礎	体験	基礎	基礎	体験
北部	基礎	基礎	体験	基礎	体験	基礎	基礎

※区内全域で均等に参加できるよう、月5回開催(各ブロック1回)

※令和6年1~3月も同様のサイクルで実施予定

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	65歳からのたんぱく増し生活「ぱく増し」事業の実施について				
所管部課 福祉部 高齢施策推進室 地域包括ケア推進課					
	高齢期のフレイルの中で、体重や筋肉量が低下する原因として、たんぱく質等の栄養不足(低栄養)の影響が大きく、それを放置することにより要介護に進行しやすい。たんぱく質を含む食事をしっかり摂り、体重と筋肉を維持することを重点とし、令和5年1月から新規に開始した「ぱく増し」事業について報告する。				
	1 背景 (1) 令和3年度足立区政に関する世論調査の結果より、65歳以上の方が肉、魚、卵、大豆製品等のたんぱく質を含む食事を毎食(1日3食)食べている割合は19%で2割に満たない。 (2) 介護予防チェックリスト*1によると、低栄養の指標となる体重減少者(6か月間で2~3kgの体重減少有)の割合は年々微増傾向にある。 ※1 介護予防チェックリストは、65歳以上で要介護認定無しの方を対象とした調査				
内容	2 課題(1)たんぱく質の不足による体重・筋肉量の低下に伴い、フレイル・要介護認定に移行する高齢者が一定数存在する。(2)高齢者向けの「たんぱく増し」の必要性の気づきや実践に繋がる機会が不足している。				
	3 新規事業の概要 (1)目的 高齢期にたんぱく質をしっかり摂ることの必要性を周知・啓発し、高齢者の低栄養予防の行動変容につなげる。 (2)指標 令和5年度から、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 (令和6~8年度)」の最終年度までの4年間で、足立区政に関する 世論調査及び介護予防チェックリスト等の結果により、下記の進捗				

- ア 65歳以上の方が肉、魚、卵、大豆製品等のたんぱく質を含む 食事を毎食(1日3食)食べている方の割合について、19%(令 和3年度世論調査結果)から30%へ11ポイント上昇を目指す。
- イ 年々微増傾向にある体重減少者の割合について、13.5%(令和3年度介護予防チェックリスト結果)から12.0%へ1.5 ポイント低下を目指す。
- (3) キャッチフレーズとロゴマーク ア キャッチフレーズ 「65歳からのたんぱく増し生活 ~肉も魚も食べよう~」

通称「ぱく増し」

イ ロゴマーク 右イラストのとおり



4 事業の実施内容

- (1) 令和5年1月からの事業実施内容 リーフレット、のぼり等を用いた普及啓発
- (2)「ぱく増し」周知強化月間(2月)

日本老年医学会等が2月1日をフレイルの日と制定していることから、2月を「ぱく増し」周知強化月間として取り組みを強化した。 事業内容は以下のとおり。

ア スーパーで「ぱく増し」事業及びたんぱく質を多く含む食品 P R (ア) ポスター・のぼりの掲示、リーフレットの配布

(イ) たんぱく質を20g程度摂ることのできるバランス弁当に、 ロゴマークのシールを貼付

	6 店舗合計数
卓上のぼり設置	174個
大のぼり設置	17個
ポスター掲示	22枚
リーフレット配布	2,350部
弁当シール貼付	8,300枚



惣菜売場(イトーヨーカドー綾瀬店)



たんぱく質が20g程度とれる お弁当(ヨークフーズ梅島店)

イ 食品メーカー (エスビー食品) との連携

「肉や魚をおいしく食べる『ぱく増し』スパイス&ハーブ講座」を2会場にて事前予約制で実施し、4品の調理実演、試食を行った。

日にち	会場	参加人数
2/17(金)	梅田地域学習センター	25人
2/21(火)	東和地域学習センター	20人

【実演メニュー】

- ①カリーブルスト(じゃがいもとソーセージのカレー炒め)
- ②さば缶の和風カレーパスタ、③簡単卵スープ
- ④具だくさんオムレツ







実演及び試食の4品

ウ あだち配食サービス協力店によるリーフレット配付 協力店が区民に弁当を届ける際にリーフレットを配付し、PR 実施。

(ア) 協力店 15店

(イ) 配付数 2,225部

5 令和5年度の方針

65歳以上の区民に広く「ぱく増し」を周知し、令和5年はまず多くの方々が「ぱく増し」のキャッチフレーズを『知る』ための普及啓発事業に力を入れる。

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

・ 番職争項・					業)の准珠』	 犬況と今後について			
1174	051_50	7)连承及		.1火砂1比连节:	未 / V)) (E) 9 1				
所管部課	福祉部	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課							
	団検診の 告する。 ※1 あ 分で まえ								
内容	1 令和 (1)日 (2)場 (3)対 (4)募 (5)内 (6)検	14年度: 14年e : 14年e : 14年e : 14年e : 14e : 16e :	集団検診の実 口5年3月7日 アター1010 口4年度に70 口27年4月 150人 参、認知機能相 り発送数、申込	目(火)、8 0 11階キ 0歳を迎えた 1日〜昭和2 6査等	日(水) デャラリー 二方 28年3月3	1日生まれの方)			
		150.85 510.	発送数	申込者数	受診者数	受診率 (受診者数/発送数)			
		男性	3, 5 4 9	7 5	7 0	2.0%			
		女性	3, 5 6 7	8 4	7 1	2.0%			
		計	7,116	1 5 9	1 4 1	2.0%			

イ 判定結果

「認知機能低下の疑いなし」 122人(86.5%) 「認知機能低下の疑いあり」 19人(13.5%)

ウ 医療機関連絡票、伴走支援制度(※2)連絡票発行数

「認知機能低下の疑いあり」と判定された人は、検診当日に問診を担当した医師がかかりつけ医がいるかを確認し、かかりつけ医ありの18人に医療機関連絡票を発行した。

また、伴走支援制度の利用を希望した人は4人(かかりつけ医 あり3人、かかりつけ医なし1人)であった。

※2 伴走支援制度とは、「あたまの健康度測定(認知症検診)」で、認知機能低下の疑いがあると判定された人を対象に行う検診後の支援制度です。医療保険・介護保険対象外の足立区独自の事業で、区から委託を受けた看護師がご自宅への訪問や電話により、認知症への備えと理解を促し、在宅生活を継続するための支援を行います。

2 令和5年度集団検診、個別検診の概要

(1) 令和5年度に71歳を迎える方

(昭和27年4月1日~昭和28年3月31日生まれの方)

- ア 集団検診 前記1のとおり実施済み
- イ 個別検診の実施
 - ① 検診日程 令和5年5月22日(月)~8月31日(木)
 - ② 実施場所 区内指定医療機関(48か所)
 - ③ 募集人数 150人
 - ④ 実施内容 医師による問診、認知機能検査、助言、結果説明
- ウ 伴走支援制度の実施
 - ① 支援日程 令和5年5月初旬~ (最長6か月)
- (2) 令和5年度に70歳を迎える方

(昭和28年4月1日~昭和29年3月31日生まれの方)

- ア 集団検診の実施
 - ① 検診日程 令和5年7月8日(土)、9日(日)
 - ② 実施場所 シアター1010 11階 ギャラリー
 - ③ 募集人数 200人
- イ 個別検診の実施 前記2(1)イと同様に実施
- ウ 伴走支援制度の実施 支援日程 令和5年8月中旬~(最長6か月)

3 今後の方針

「認知機能低下の疑いあり」と判定された人への伴走支援制度によるフォローと同時に、認知症地域支援推進員(※3)や各地域包括支援センターと連携し、継続的に支援していく。

※3 認知症地域支援推進員とは、認知症本人及びその家族の抱える 問題を総合的に支援し、医療と介護の連携と各地域包括支援セン ター全体の認知症対応力の向上を推進しています。

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

< 番譲争垻 * 和	、番譲争は・報古争は・[情報建給争填]>							
件名	令和4年度高齢者施設・障がい者(児)施設等に対する新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策の支援実績について							
所管部課	福祉部 障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課							
	令和4年度の高齢者施設・障がい者(児)施設等に対する新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策について、支援実績を報告する。 ※ 実績は4年度確定値、執行率等は予算現額ベース 1 高齢者施設・障がい者(児)施設等における PCR 検査等の費用補助令和5年6月30日終了を11月30日終了に変更							
	介護・障害福祉サービス・障害児通所支援事業所に従事する職員及び 新規利用者等を対象に、PCR 検査等に係る経費を1人上限12回、 1回あたり2万円まで補助した。							

(1) 高齢者施設等補助実績

	令和3年度	令和4年度
延事業所数	278件	180件
延人数	7,770人	7, 434人
執行額	115,220千円	109,138千円
執行率	99.3%	47.0%

※ 執行率=109,138千円(執行額)/232,080千円(予算額)

内容

(2) 障がい者(児) 施設等補助実績

	令和3年度	令和4年度
延事業所数	5 3 件	28件
延人数	1,095人	600人
執行額	10,669千円	8,320千円
執行率	53.5%	20.9%

※ 執行率= 8,320 千円(執行額)/39,912 千円 (予算額)

2 在宅要介護者(高齢者・障がい者)受入体制整備事業

令和5年度末まで継続実施

介護の必要な在宅高齢者や在宅障がい者等について、介護者が新型 コロナウイルスに感染し、介護できなくなった場合に、緊急的に医療 機関において保護を行った。

(1) 高齢者分支給実績

	令和3年度	令和4年度
受入件数	12件	8件
執行額	8,955千円	8,040千円
執行率	55.9%	80.4%

※ 執行率=8,040 千円(執行額)/10,000 千円(予算額)

(2) 障がい者分支給実績

	令和3年度	令和4年度
受入件数	6件	2件
執行額	8,290千円	7,859千円
執行率	86.0%	83.7%

※ 執行率=7,859 千円(執行額)/9,389 千円(予算額)

3 介護施設等職員派遣事業

令和5年5月7日終了

介護施設等の職員や利用者が、新型コロナウイルスに感染し通常運営が困難な状況に陥った場合に、応援職員を派遣した介護事業者に対して、派遣助成金及び宿泊助成金を支給した。

	令和3年度	令和4年度
派遣件数	2件	0件
執行額	50千円	0 千円
執行率	0.2%	0.0%

※ 令和4年度は、派遣依頼がなかったため、派遣助成金及び宿泊 助成金の実績はなし。

4 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免

令和4年度分で終了

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が、前年に比べ3割以上の減少など、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免の対象となる。

	令和3年度	令和4年度
減免件数	366件	8 2 件
減免金額	25,740千円	6,085千円

5 新型コロナウイルス感染者へ対応する従事者の危険手当支給事業

令和5年5月7日終了

従事者が陽性の利用者に対して、直接サービスを提供した場合に、 事業者を通じて危険手当および宿泊手当を支給した(危険手当:1日 5,000円、宿泊手当:1泊10,000円)。

(1) 介護サービス事業者分支給実績

	令和3年度	令和4年度
危険手当	9,618件	13,031件
宿泊手当	1,465件	3,092件
支給金額	62,740千円	96,075千円
執行率	100%	77.4%

※ 執行率=96,075 千円(支給金額)/124,200 千円(予算額)

(2) 障がい福祉サービス等事業者分支給実績

	令和3年度	令和4年度
危険手当	891件	956件
宿泊手当	255件	393件
支給金額	7,005千円	8,710千円
執行率	100%	59.5%

※ 執行率=8,710 千円(支給金額)/14,640 千円(予算額)

6 介護従事者宿泊支援事業

令和4年度で終了

介護従事者が、新型コロナウイルス感染者等をケアした際、同居する家族等への感染の不安感を解消するために、区が指定した宿泊施設に宿泊した場合、その宿泊費のうち取扱料金に相当する運営管理費を区が負担することで、手続きや経費の負担軽減を行った。

	令和3年度	令和4年度
件数	11件	23件
執行額	121千円	3 9 7 千円
執行率	82.3%	99.7%

※ 執行率=397 千円(支給金額)/398 千円 (予算額)

7 介護・障がいサービス等事業者への衛生物品の継続配布及び感染症 対策特別給付金の支給事業 令和4年度で終了

上半期は、介護・障がい福祉サービス等事業者に対して、マスクや 手袋等、需要の高い衛生物品を継続的に配布した。

下半期は、使い捨てマスク・手袋・消毒液等、衛生物品の購入経費 に対し、特別給付金を支給した

(1) 上半期の衛生物品の配布

ア 介護サービス事業者分支給実績

配布物	令和3年度		令和4年度	
目口11140	配布回数	延べ数量	配布回数	延べ数量
マスク	6回	93万枚	6 回	35万枚
消毒ジェル	6回	5万本	4回	1.4万本
手袋	11回	715万枚	6 回	378万枚
ウエット ティッシュ	2回	1万個		
フェイス シールド	1回	3,000枚		

イ 障がい福祉サービス等事業者分支給実績

配布物	令和3年度		令和4年度	
目[1] 199	配布回数	延べ数量	配布回数	延べ数量
マスク	6 回	45万枚	6 回	20万枚
消毒ジェル	7 回	1.5万本	5回	6千本
手袋	10回	180万枚	6 回	8 9 万枚
ウエット ティッシュ	1回	2千個		
フェイス シールド	1回	1,300枚	1回	170枚

(2) 令和4年度下半期の感染症対策特別給付金

ア 介護サービス事業者分支給実績

延事業所数	執行額	執行率
794件	76,400千円	86.6%

※ 執行率=76,400 千円(支給金額)/88,250 千円(予算額)

イ 障がい福祉サービス等事業者分支給実績

延事業所数	執行額	執行率
367件	25,800千円	94.2%

※ 執行率= 25,800 千円(支給金額)/27,400 千円(予算額)

8 令和4年度物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業

令和5年度上半期継続実施

介護・障がい福祉サービス等事業者に対して、コロナ禍における物 価高騰の影響の大きい光熱水費、ガソリン代などの経費に対し、特別 給付金を支給した。

(1) 介護サービス事業者分支給実績

延事業所数	執行額	執行率
821件	177,108千円	89.9%

※ 執行率=177,108 千円(支給金額)/197,046 千円 (予算額)

(2) 障がい福祉サービス等事業者分支給実績

延事業所数	執行額	執行率
371件	59,158千円	95.4%

※ 執行率= 59,158 千円(支給金額)/62,010 千円(予算額)

9 今後の方針

今後も、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の状況を見極めながら、介護事業者や障がい福祉サービス等事業者へ必要な支援を実施する。

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	地域密着型サービス事業者の新規指定及び廃止について		
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課		
	地域密着型サービス質り報告する。	事業者の新規指定及び廃止について、以下のとま	
	1 新規指定 2 [.]	事業所	
	(1) 新規事業所	【地域密着型通所介護】(北東地区)	
	事業所所在地	足立区大谷田五丁目28番15号	
		TAS大谷田	
	運営法人	株式会社エイ・ブレイン	
	事業所名	ハートデイサービスセンター暖	
	利用定員	10名	
	指定年月日	令和5年3月1日	
	(2)新規事業所	【地域密着型通所介護】(北西地区)	
内容	事業所所在地	足立区入谷八丁目6番14号	
1.144	運営法人	株式会社いきいき	
	事業所名	いきいきデイサービス	
	利用定員	10名	
	指定年月日	令和5年5月1日	
	2 廃止事業所	4 事業所	
	(1) 廃止事業所	【定期巡回·随時対応型訪問介護看護】 (南東地区)	
	事業所所在地	谷中一丁目17番7号	
	運営法人	社会福祉法人長寿村	
	事業所名	やなかナイトケア	
	 廃止年月日	令和5年3月31日	

(2) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(南東地区)

事業所所在地 足立区綾瀬五丁目7番13号

運営法人 有限会社綾瀬総合教育センター

事業所名 介護予防クラブ LOCO

利用定員 10名

廃止年月日 令和5年4月1日

(3) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区)

事業所所在地 足立区鹿浜二丁目4番14号

運営法人 株式会社ライフケア・イノベーション

事業所名 だんらんの家 鹿浜

利用定員 10名

廃止年月日 令和5年4月30日

(4) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区)

事業所所在地 足立区六木一丁目4番6号

運営法人 有限会社あおば

事業所名 デイサービスあおば 柚子の家

利用定員 14名

廃止年月日 令和5年6月15日

令和5年7月26日

※4

2 事業所

2事業所

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

<番議事項・報	话事.	頃・情報連絡事項>						
件名	令和	ロ5年度地域密着型サ	ービスの整備	· 運営事業者 <i>0</i>	公募について			
所管部課	福祉	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課						
	令和5年度地域密着型サービスの整備・運営事業者について、以下のとおり公募する。 ※ 地域密着型サービスとは、住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた、小規模な施設等で提供されるサービス。 1 公募の概要							
	種類 目標値 (R6年3月 末まで) 現在 万線 箇所数							
		認知症高齢者	37 施設	36 施設	1 施設			

内容

用地(民有地)は法人が確保するものとする。

※1 認知症高齢者グループホームとは、認知症の高齢者が共同生活を営み、食事、 入浴等の介護や機能訓練が受けられる施設。

15 事業所

7事業所

13 事業所

5事業所

- ※2 小規模多機能型居宅介護とは、小規模な住居型の施設への「通い」を中心 に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けら れる事業所。
- ※3 看護小規模多機能型居宅介護とは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の 組合せによるサービスを受けられる事業所。
- ※4 南西地区、南東地区の応募があった場合は、優先します。

2 年間公募スケジュール

グループホーム※1 小規模多機能型

看護小規模多機能型

居宅介護※2

居宅介護※3

	日 程
公募期間	令和5年6月12日(月)~8月1日(火)
審査	一次:令和5年8月 二次:令和5年9月
事業者決定	令和5年9月下旬

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	9価H	PV(子宮頸がん予	防)ワクチン定期予防接種	化について					
所管部課	衛生部 保健予防課								
	これまでのヒトパピローマウイルス(以下、「HPV」)ワクチンは2価と4価の2種類だったが、令和5年4月1日から、新たに9HPVワクチン(※)が定期接種化されたので、情報提供する。								
	※ 9価HPVワクチンとは、子宮頸がんを引き起こす可能がある (6、11、16、18、31、33、45、52、58 のウイルスに予防効果があるワクチン								
	1 予[防接種の内容			1				
		ワクチンの種類	9価HPVワクチン						
		接種開始日	令和5年4月1日						
		勧奨対象者	中学1年生から26歳までの女性で未接種回のある方						
		接種費用	無料]				
 内容		拉托口料	15歳未満で接種開始	2回					
		接種凹数 	15歳以上で接種開始	3回					
	次(1) (2) 打 (2) 打 (1) [(2) 开 (2) 开 (3) 开 (4) ~								

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	#活事項・ 情報連絡事項 > おたふくかぜワクチン接種費用助成について
所管部課	衛生部、保健予防課
	令和5年4月から、新たな子育て支援策として、おたふくかぜワクチン の任意予防接種費用の一部助成を開始したので情報提供する。
	1 対象者 1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日までの方 ※ 生年月日が令和4年4月2日以降の方 ※ これまでにり患した方及び既に2回接種した方は対象外
	2 一部助成額4,000円※ 接種費用のうち上記を区が負担※ 接種費用は医療機関によって異なる。
内容	3 助成回数 1 回
	4 予診票の交付 1歳に至る月に送付する水痘・MR予防接種予診票に同封する。
	5 接種場所 区内指定医療機関(予診票と一緒に名簿を送付)

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	帯状疱疹ワクチン接種費	帯状疱疹ワクチン接種費用助成について						
所管部課	衛生部、保健予防課							
	人生100年時代を見据えたQOL向上のため、神経痛などの原因となる帯状疱疹の予防を目的とした帯状疱疹ワクチン任意予防接種費用の一部助成を開始するので情報提供する。 1 事業開始日 令和5年8月1日 2 接種対象者 50歳以上の区内在住の方							
	3 助成額と助成回数 ワクチンの種類	助成額	助成額の内訳と回数					
	生ワクチン	5,000円	5,000円×1回					
	不活化ワクチン	20,000円	10,000円×2回					
内容								
	4 予診票の交付方法 以下の申請方法により受付し、予診票を個別に交付 (1) 区役所保健予防課及び保健センター窓口 (2) コールセンターへ電話申込 (3) 足立区オンライン申請システム							
	5 周知方法							

- (1) あだち広報(4月10日号)、足立区ホームページ広報済み
- (2) あだち広報 (7月25日号予定)、足立区ホームページ、ポスター

6 接種場所

区内指定医療機関約210か所(予診票と一緒に医療機関名簿を送付)

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

く番譲争垻・和	告事項·[情報連絡事項]>						
件名	│ 令和4年度「子どもの健康・生活実態調査」の実施結果(概要)につい │ て						
所管部課	あだち未来支援室子どもの貧困対策・若年者支援課 衛生部こころとからだの健康づくり課 教育指導部教育政策課 教育指導課 学校運営部学務課						
	令和4年10月に実施した第8回「子どもの健康・生活実態調査」に ついて実施結果の概要を報告する。						
	1 調査の概要						
	(1) 調査対象者						
	区立中学校に在籍する中学2年生全数						
	(2)調査方法						
	無記名のアンケート方式により、区が学校を通じて質問票・回						
	答票の配布・回収を行い東京医科歯科大学と国立研究開発法人国						
	立成育医療センターが結果の集計・分析を実施した。 (3)調査内容						
	- イン・						
	との接し方、経済状況等(食習慣、歯磨き習慣、生活リズム、自						
内容	己肯定感、就業状況、世帯の収入、社会的つながり等)						
	(4)回答票の回収件数及び有効回答数						
	調査 回答票 有効 有効						
	対象者数 回収件数 回収率 回答数 回答率						
	a b b/a(%) c c/a(%)						
	中学 4,396 3,812 86.7 3,233 73.5						
	2年生 (5, 355) (4, 897) (91. 4) (4, 489) (83. 8)						
	※()内は令和2年度小6時の調査を実施した実績値						
	2 主な調査結果(概要) 別添資料参照						
	加松貝代 多思						

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

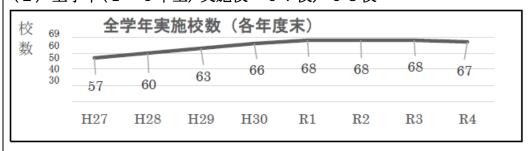
内容

件名	あだち放課後子ども教室の令和4年度実施状況について
所管部課	学校運営部学校支援課 足立区生涯学習振興公社
	あだち放課後子ども教室(以下「放課後子ども教室」)の令和4年度実施状況について、次のとおり報告する。
	1 放課後子ども教室の内容 小学校の放課後に、校庭や体育館、教室や図書室などで子どもたちが自由に遊んだり、読書や学習活動をする場を提供する教育委員会の事業。子どもたちが安全に過ごせるように、安全管理員(見守りスタッフ)が活動の見守りをしている。各校の地域の方々により組織された実行委員会が運営し、足立区生涯学習振興公社がその支援を行っている。
	2 放課後子ども教室と学童保育室との違い

放課後于とも教至と字重保育至との違い					
	放課後子ども教室	学童保育室			
対象者	当該小学校の1~6年生で、	保護者が就労等の理由で放課後			
	参加を希望する児童	の保育が必要な区内に在住また			
		は在学する小学1~6年生			
利用手続	(1)各学校ごとに「参加登	毎年度、入室申請書を提出			
	録申込書」を提出	し、承認を受ける必要あり。			
	(2)登録書の提出が済め				
	ば、希望する開催日へ自				
	由参加				
内 容	(1)自由な遊びと学習、体	適切な遊び及び生活の場を			
	験の場を提供し、放課後	提供し児童の健全な育成を			
	の子どもの安全な居場	図る。			
	所を確保する。				
	(2) 実施内容(会場や対象				
	学年など)は、各学校の				
	状況により異なる。				
運営体制	地域のボランティアである	区直営、住区センター(委			
	実行委員・見守りスタッフに	託)、指定管理、民設民営に			
	より運営	より運営			
おやつ	なし	あり			
金額	無料	月額 6,000円			
実施日	給食のある日の放課後のう	月~土曜日			
	ち、各学校で開催日を決定	※ 春・夏・冬休みも実施			
	※ 天候などにより急な中				
	止もある。				

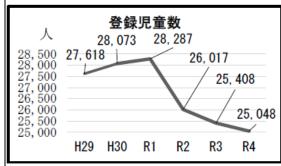
3 令和4年度実施状況

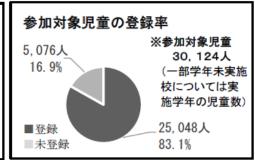
- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する状況
 - ア 令和4年度は、感染状況への危惧から、年度当初こそ開催を遅らせる判断をした実行委員会もあったが、6月には3年ぶりに全68校が開催した。
 - イ 令和4年度の基本的な対応は、<u>実行委員会の意向を尊重しなが</u> ら、継続的に実施を依頼した。
 - (ア) 感染症対策のため以下の方策を各校の実行委員会で決定
 - ① 3密回避のため、曜日や時間帯による学年分け
 - ② 1年生受入れ開始時期の設定
 - (イ) 夏季休業期間中の実施を各校の実行委員会に依頼
- (2) 全学年(1~6年生) 実施校 67校/68校



- ア 1年生未実施:綾瀬小学校
 - ※ 見守りスタッフの不足により未実施
- イ ただし、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、 1年生の受入れを行わなかった学校が15校あった。
- (3) 週5日実施校 67校/68校
 - ア 一部曜日未実施:綾瀬小学校(未実施:月・火・木)
 - ※ 見守りスタッフの不足により未実施。なお、水・金は5月から 3月に毎週実施
 - イ ただし、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、 週5日実施ができなかった学校が11校あった。また、曜日による 学年分けを行った学校があった。

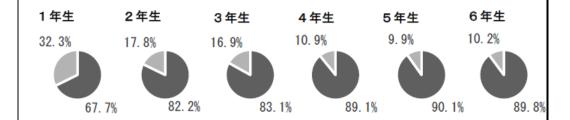
(4)登録児童数



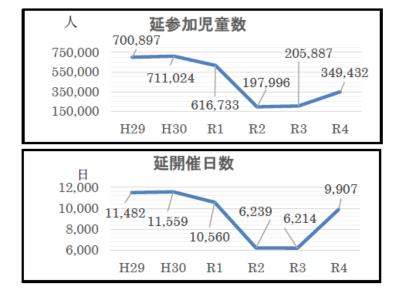




■未登録 / ■登録



(5)延参加児童数・延開催日数



※ 令和4年度は、感染症による影響はあるものの、延参加児童数・ 延開催日数ともに前年度より増加した。

4 「新·足立区放課後子ども総合プラン(令和2~6年度)」目標達成状 況

(1) 放課後子ども教室の実施計画

ア 全学年実施校数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
目標値	68 校	68 校	68 校	67 校	67 校	
実績値	68 校	68 校	67 校			
達成率	100.0%	100.0%	99%			
達成分析	全学年未実施の残り1校については、該当校のス タッフ不足に対する支援を継続しながら、実行委 員会と協議を進める。					

※ 目標値には、令和4年度 △1校、5年度 △1校の統合を含む。

イ 体験プログラムの充実

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	360 回	370 回	380 回	390 回	400 回
実績値	52 回	182 回	561 回		
達成率	14. 4%	49. 1%	147.6%		
達成分析	実績値は目標値を大幅に上回った。開催日数が増加したことと、コロナ禍においても密を回避した環境を整備し、工作等、個別に体験できるプログラムを実施したことによる。				

ウ 夏休み実施校数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	6 校	7 校	8 校	9 校	10 校
実績値	0 校	1校	8 校		
達成率	0.0%	14. 2%	100%		
達成分析	放課後子	目標値に達 ども教室が めに検討れ	多かっただ	ため、夏休	み実施に

(2) 特別な配慮を必要とする児童への対応

ア 「子どもとの接し方(スタッフ向け)研修」実施回数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	1回	1 回	1回	1回	1回
実績値	0 回	3 回	2 回		
達成率	0.0%	300.0%	200%		
達成分析	「子どもとの接し方」をテーマにした研修を2回 実施した。研修テーマは、①「特別な配慮を必要 とする子」の理解と見守り②「子どもと大人のストレスの理解と、心が軽くなる見守りのコツ」 ※集合型研修と動画配信を実施				

5 問題点・今後の方針

- (1)5月7日までは新型コロナウイルス感染症対策(曜日や時間帯による学年分け等)を実施していたが、5月8日以降は通常の運営(全学年実施・週5日)に戻していくよう、引き続き、実行委員会及び学校と協議していく。
- (2) 見守りスタッフの不足により、学校間に開催日数や1年生受入れ開始時期の差などが生じており、解消のための方策を検討していく。

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	「足立区子ど	も・子育て支援事業計画」の令和4	4年度実績(こついて
所管部課	子ども家庭	部 子ども政策課		
	評価について	立区子ども・子育て支援事業計画 、地域保健福祉推進協議会子ども 添のとおり施策評価表として取り	支援専門部	会にて意見
	1 評価の方法	法		
		評価者(機関)	評価	内容
	1 次評価	担当課	自己	評価
	2次評価	子ども家庭部	達成率、 方[. 効果、 句性
	3 次評価	足立区地域保健福祉推進協議会 (子ども支援専門部会含む)	外部	評価
	2 令和4年	生施策毎の評価概要		(5 点満点)
	施策群1	家庭・地域と連携し、子どもの学びを支	令和3年度	令和4年度
内容		え都・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2次評価	2 次評価
	あだちき換えい引換	1】子どもの心身の健全な発達の支援 援はじめてえほん事業では、絵本を引た人数は増えたものの、引換率が低施設がある。迅速に改善し、絵本に機会を増やしてほしい。	4.0	3.5
	小学校つある	2】 就学前からの学びの基礎づくり 1年生の基本的生活習慣が定着しつ 。集合研修(運動)の参加者が減少 め、周知方法を工夫するなど参加者 し、子どもの意欲を育んでほしい。	4.0	4.0

施策群1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支	令和3年度	令和4年度
え育む	2 次評価	2次評価
【施策1-3】特別な支援を要する子どもの状況 に応じた支援の充実 ・ 各保健センター等における乳幼児相談やこ ども支援センターげんきの来所後の丁寧な フォローにより、保護者の不安を軽減し、 適切な関係機関との連携に繋がった。	4.0	5.0
【施策1-4】子どもが社会と関わる力を育むための成長支援 ・ あだち放課後子ども教室は、学校・実行委員会との話し合いが減少した。今後は、話し合い回数を増やし、実施内容を拡充させてほしい。	4.0	4.0

(5 点満点)

施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目な く支える	令和3年度 2次評価	令和4年度 2次評価
【施策2-1】妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実 ・ 親子の居場所や交流の場であるファミリー学級の平日開催分が中止となった。今後は、平日も開催し、育児の悩みなど相談できる環境を増やしてほしい。	4.0	4.0
 【施策2-2】子育てと仕事の両立支援 ・ 学童保育室は民設学童誘致等により、受入可能数を増やしたが、申請数が受入可能数を上回り、待機児童が発生している。地区ごとの需要を正確に分析し、整備計画を見直し、必要な定員数を確保してほしい。 ・ 子育てと仕事の両立には、子どもの預け先である保育施設等の安定的運営が重要である。新型コロナウイルス感染拡大防止により中止していた就職相談会を復活させ、保育人材の確保・定着のために保育事業者への支援を進めてほしい。 	4.0	3.0

施策群 2 妊娠から出産・子育てまで切れ目な く支える	令和3年度 2次評価	令和4年度 2次評価
【施策2-3】困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止・ 高等職業訓練促進給付金を活用して資格を取得し、正規雇用となった方が増えた一方で、資格が取得できず非正規となった方もいた。再受験を促して正規雇用を目指すなど、継続的な支援を行ってほしい。	3.0	4.0
【施策2-4】安全・安心に子育てのできる生活環境の整備 ・ コロナ禍においてもユニバーサルデザインの視点に立ち、着実な整備を進めたことで、安全・安心に子育てのできる環境づくりができた。	5.0	5.0

3 今後の方針

本協議会でいただいたご意見等を踏まえ、施策評価表をまとめたう えで、区HP等で公表していく。

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	告事項・
所管部課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども施設入園課
	小規模保育事業所に対して実施した子ども・子育て支援法及び児童福祉法(以下「支援法等」)に基づく令和4年度一般指導検査の結果について報告する。 1 実施施設数 小規模保育事業所 14施設(全27施設中)
	 2 指摘等の件数(括弧内は令和3年度件数) (1)文書指摘:15件(13件) 支援法等関係法令等に違反する事項 (2)口頭指導:30件(6件) 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項
内容	3 検査結果の特徴(検査結果と改善への対応は別紙1のとおり) 文書指摘・口頭指導ともに昨年度より増加、特に口頭指導は大幅増 となった。 (1)避難訓練・消火訓練はそれぞれ毎月実施しなければならないとこ ろ、訓練担当者が失念して文書指摘を受けた施設が確認された。 (2)自ら保育内容等を振り返り保育の質の向上へつなげることへ意識 が及ばず、自己評価を実施していない施設、あるいは自己評価は行 ったものの結果を公表していない施設が確認された。 (3)令和4年度は施設における事故の報告に関する検査項目を強化し た。そのため事故対応に関する指針の整備が不十分な施設や、指針 は作成したものの職員間での共有が不十分な施設が確認された。
	 4 今後の方針 (1) 文書指摘、口頭指導の内容について、足立区小規模保育事業者全体説明会等を通じ全施設に対し説明し、改善等に向けて周知の徹底を図った。 (2) 巡回訪問等で改善状況の確認及び指導・支援の徹底を進める。 (3) 文書指摘事項及び改善状況は、区ホームページ上で公表を行った。

検査結果と改善への対応

※ 括弧書きは令和3年度件数

1 避難・消火訓練を実施していない月がある:4件(3件)

→ 訓練担当者は毎月訓練実施が必要なことは知っていたが、避難及び消火 訓練をともに毎月実施しなければならないことを失念し、どちらかの訓 練のみ実施していた月があった。該当施設は検査時に指導した。施設全 体へは資料を作成し、全体会で説明して制度への理解を徹底した。

2 施設の自己評価が行われていない: 3件(1件)

→ 施設は自ら自己評価について実施し、その結果を保護者に公表しなければならない。「足立区教育・保育の質ガイドライン」を活用した実施方法及び園内掲示や各家庭配付等保護者への公表の仕方について具体的に指示した。

3 在籍児の健康診断実施回数が不足している: 3件(3件)

⇒ 年度の途中に利用を開始した子どもについて実施回数不足が見られた。 すべての子どもに、少なくとも1年に2回、定期健康診断を行うよう指示した。チェックシートを作成、配付、回収を行い、確実に2回受診しているか確認する仕組みをつくる。

4 調乳担当者の検便を適切に行っていない:2件(0件)

- ⇒ 特に新規採用の職員について、細菌検査を実施し陰性の結果を確認した 後、調乳担当者として従事させるよう指示した。
- 5 会計経理を他の事業と区分して行っていない: 2件(0件)
 - → 施設の会計を他の事業と区分するよう指示した。

6 利用者負担額を求める書面が作成されていない:1件(0件)

■ 園帽販売代金等について、金額等の説明が書面で行われていなかった。 保護者に代金の支払を求める際は、事前に使途、金額及び理由を書面に より明らかにするよう指示した。

1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である:5 件(0件)

→ 子どもの睡眠中の窒息等事故防止対策として、顔色や呼吸を一人一人顔を見て体に触れて確認すること、園内研修等で睡眠時事故防止に関するマニュアルの再確認を行うことを指導した。

2 事故防止及び発生時対応の指針を職員で共有していない: 3件(0件)

➡ 職員間でマニュアル等を確認、共有する機会を設けておらず、マニュアルどおりの対応がされていなかった。職員会議や園内研修を通じて職員間での周知を徹底し、施設全体でマニュアルに沿って対応するよう指導した。

3 苦情対応の措置が不十分である: 2件(0件)

⇒ 苦情対応の窓口となる第三者委員等は任命されていたが、施設の取り決め等を規定し保護者等へ配付し周知する重要事項説明書に委員の氏名や連絡先が記載されていなかった。記載したものを保護者等へ配付し周知するよう指導した。

4 現金・預金の保管が不適正である: 2件(0件)

→ 施設長以外の職員に開錠する番号が明かされている金庫で現金・預金が 保管されていた。施設長ほか金銭を管理する特定の職員だけが開錠できる金庫等で保管するよう指導した。

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立児童相談所の新築移転及び仮設一時保護所の使用継続について
所管部課	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内容	東京都足立児童相談所は庁舎建替え工事が完了し、次のとおり新築庁舎に移転したので報告する。 また、東京都福祉保健局から、足立児童相談所が新築建物で開所以降も、当面の一時保護の受け皿として、引き続き仮設一時保護所を運用したいとの要望を受け、区としては、児童相談行政に協力する立場から、次のとおり使用継続の要望を認めることとしたので、併せて報告する。
	1 足立児童相談所の新築移転 (1) 移転先 日立区西新井木町三丁目8乗4号

足立区西新井本町二」目8番4号

(2) 移転日 令和5年4月24日(月)



(参考) 東京都足立児童相談所の所管区域の変更予定について

	令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から
所管区域	足立区・葛飾区	足立区

2 仮設一時保護所の使用継続

- (1) 東京都一時保護所の現状及び一時保護所整備計画
 - ア 一時保護所の現状
 - (ア) 一時保護を必要とする児童数が増加しており、特に近年では 学齢児の増加が大きくなっている。
 - (イ)年間平均入所率は100%を超えており、常にひっ迫している。
 - イ 一時保護所整備計画
 - (ア) 令和10年度までに新規で一時保護所を2か所整備する。

- (2) 使用継続にあたっての都との取り決め
 - ア 東京都は一時保護所の施設整備状況等にかかわらず、あみだ橋公園広場部を令和9年度末に原状復旧の上、確実に足立区に返還すること。
 - イ 隣接する代替広場も引き続き地域の方に利用いただけるように 運用を継続すること。
 - ウ 仮設建物の耐火に向けた構造上の対策を行うとともに、仮設建物の維持管理状況、定期的な避難訓練の実施などの防火対策、代替広場(都有地)の継続使用等の項目について、1年ごとに足立区へ報告・協議すること。
- (3) 仮設一時保護所の耐火に向けた改修
 - ア 改修の概要
 - (ア) 外壁 ALC外壁パネル張り
 - (イ) サッシ 防火サッシに交換
 - (ウ) ガラス 網入りガラスに交換又は防火シャッターを追加
 - (エ) 玄関 防火シャッター等に改修
 - イ 改修期間

令和5年4月18日から同年7月6日まで

- (4) 仮設一時保護所の運営
 - ア 仮設一時保護所定員
 - 15名程度
 - イ 運営主体

東京都 (民間委託を予定)

- (5) 東京都福祉保健局から近隣への説明状況
 - ア 説明資料

別紙1、2のとおり

- イ 近隣から寄せられた区民の声及びその回答要旨
 - (ア) 区民の声の要旨
 - ① 仮設一時保護所の使用継続について白紙撤回と即時原状回復を東京都福祉保健局に働きかけていただきたい。
 - (イ) 区民の声への回答の要旨
 - ① 区においても、足立児童相談所と類似した児童虐待対応を しており、緊急でリスクの高い事例については足立児童相 談所と連携して一時保護なども実施していること。
 - ② 区では、東京都の児童相談行政と連携、協力する立場から、 今回の東京都福祉保健局からの仮設一時保護所の継続運用 の要望には応じざるを得ないと考えていること。
 - ③ あみだ橋公園の原状回復を東京都に働きかける予定はない ことをご理解いただきたいこと。
 - ※ 上記区民の声1件のほかには特に意見等はいただいていない。

3 今後の方針

(1) 仮設一時保護所の運営状況の確認

仮設建物の維持管理状況、定期的な避難訓練の実施などの防火対策、代替広場(都有地)の継続使用等の項目について、1年ごとに東京都から報告・協議をうけ、適切に使用されているかを確認していく。

(2) 足立区としての児童相談所設置方針の変更

ア 平成28年児童福祉法改正により、23区も政令による指定を受

けて児童相談所を設置することができることとされ、足立区も区児 童相談所設置について検討してきた。

- イ この度、足立児童相談所が建替えし、10月1日より管轄区域が 足立区内のみに変更されることから、足立区としては、区独自に児 童相談所は設置しない方針とする。
- (3) 足立児童相談所とこども支援センターげんきとの連携強化 足立児童相談所がもつ児童福祉及び児童心理の処遇技術を区に取 り入れられるよう、具体的な連携内容の協議等を通じ、児童相談所 と当課職員がこれまで以上に顔の見える密接な関係を構築してい く。

令和5年3月東京都福祉保健局

東京都足立児童相談所の新築移転及び仮設一時保護所の使用継続について

1 足立児童相談所の新築移転

現在、足立児童相談所の現地建替工事を実施しており、相談所機能及び一時保護所機能ともに仮設建物で運営しているところですが、令和5年3月に建替工事が竣工し、令和5年4月下旬に相談所機能及び一時保護所機能は新設建物に移転する予定です。

2 仮設一時保護所の使用継続

(1) 使用継続のお願い

当初の計画では、新設足立児童相談所の開所後に、あみだ橋公園広場の仮設一時保護所は解体し、原状復旧の上、足立区に令和5年度末に返還予定としておりました。

しかしながら、近年、虐待対応件数は毎年増え続けるとともに、一時保護件数も増加しており、都内一時保護所の定員超過は常態化しています。

そこで、都としては令和10年度当初を目途に他区市町村で一時保護所を開設していく予定ですので、開設までの一時保護の受け皿確保のため、足立児童相談所が新設建物で開所した以後も、引き続き仮設一時保護所として運用させていただけますようお願いいたします。

(2) 使用継続にかかる足立区との協議

仮設建物及びあみだ橋公園広場の使用許可期間の継続にあたっては、仮設建物の耐火に向けた構造上の対策、定期的な避難訓練の実施などの防火対策、毎年の建築基準法上の報告、代替広場(都有地)の継続使用などの項目について、1年ごとに足立区と協議してまいります。

(3) 継続期間

最長で令和9年度末まで(解体・原状復旧に要する期間も含む)

- (4) 仮設一時保護所定員
 - 15名程度(現在32名)
 - ※仮設一時保護所定員は32名で運用していますが、新設足立児童相談所が開所後は15名程度とします。新設足立児童相談所一時保護所の定員は32名ですので、 仮設一時保護所の使用継続が許可されている期間では、合わせて47名程度になります。
- (5) 運営主体

東京都 (民間委託を予定)

3 スケジュール(予定)

(1) 新設足立児童相談所(相談部門、一時保護所)

開所:令和5年4月下旬

(2) 仮設一時保護所

開所:令和5年7月上旬(運営休止:令和5年4月下旬から)

※改修工事を実施することとし、工事期間中は一時的に運営を休止します。

なお、改修工事に関しましては、受注業者が決定次第、詳細をお知らせいたします。

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

	VIV. TIGHT I A TITLE CONTROL OF THE
件名	令和4年度障がい福祉センター相談事業の実績について
所管部課	福祉部 障がい福祉センター
	令和4年度障がい福祉センターにおける相談事業の実績について、以下のとおり報告する。

1 自立生活支援室

(1) 障がい者に対する総合相談

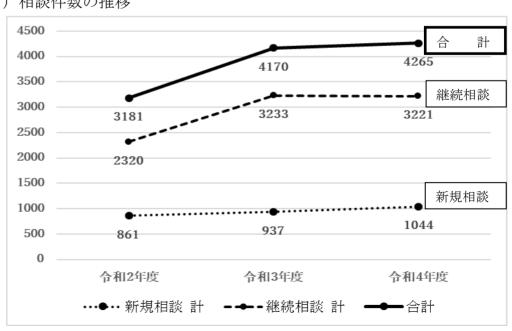
ア 一般相談件数

(件)

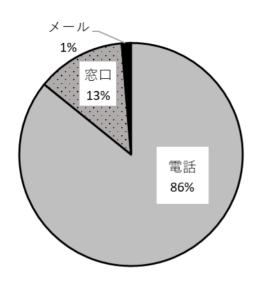
从人们的人们多人			(117	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	電話	743	809	896
	窓口	110	115	134
新規相談	メール	5	13	11
	訪問等	3	0	3
	計	861	937	1,044
	電話	1, 300	1,665	1,714
	窓口	756	1, 236	1, 228
継続相談	メール	43	69	17
	訪問等	221	263	262
	計	2, 320	3, 233	3, 221
合計		3, 181	4, 170	4, 265

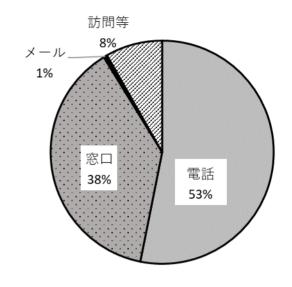
内 容

(ア) 相談件数の推移



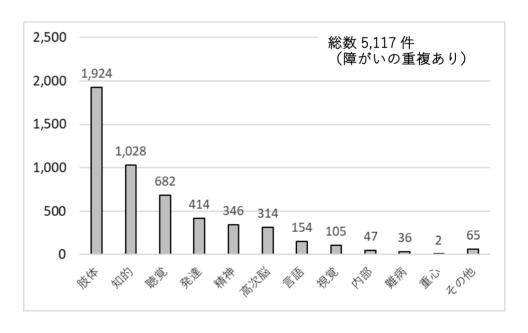
- (イ) 令和4年度新規相談手段の内訳 (ウ) 令和4年度継続相談手段の内訳





- ① 直近3年間、相談件数は年々増加傾向にある。
- ② 相談手段の内訳(割合)は前年度とほぼ同じである。

イ 相談者の障がい種別



① 主な障がいは肢体不自由と知的障がいで、相談全体の57%を占 めている(前年度とほぼ同じ)。

ウ 障がい者ケアマネジメント(相談者への継続的な自立生活支援)件数 (ア)一般相談 (件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談者数		112	79	71
	来所	328	599	461
対応延べ	訪問	18	_	64
件数	同行	45	_	78
	計	391	599	603

(イ) 計画相談 (件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
+□ ⇒k → **-	児童	65	62	50
相談者数	成人	118	109	109
	児童	136	165	121
対応延べ 件数	成人	325	346	293
一一一一一	計	461	511	414

- ① 計画相談は、障がい福祉サービスを受けるために必要な利用計画の作成を希望する方を対象としている。
- ② 原則、計画相談は障がい福祉センター通所事業の利用希望者を対象としている。

(2) 補装具の相談・判定

(件)

		人 5-0 左 左	人和女生成	人有人欠应
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談	新規	258	201	268
件数	継続 (延べ)	377	300	250
(1)	計	635	501	518
補装具判定件数(②)		91	69	68

- ① 補装具にかかる個別の一般的な相談(既に装用している方からの相談も含む)に対応している。
- ② 補装具判定は、本来は東京都の事業であるものの、区でも利便性の理由から区指定医の協力を得て、月2回の書類判定を実施している。

令和4年度、特別区では足立区のほか、世田谷区、板橋区が実施。

(3) きこえの相談

毎週火曜日から金曜日まで言語聴覚士による、きこえに関する相談を実施している。

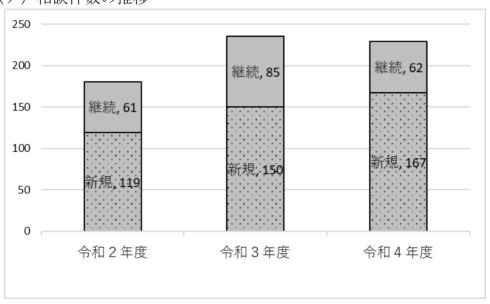
聴力検査による聴力判定や補聴器のフィッティングなど専門的な相談に応じている。

ア きこえの相談件数

(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	新規	119	150	167
相談件数	継続	61	85	62
	計	180	235	229

(ア) 相談件数の推移

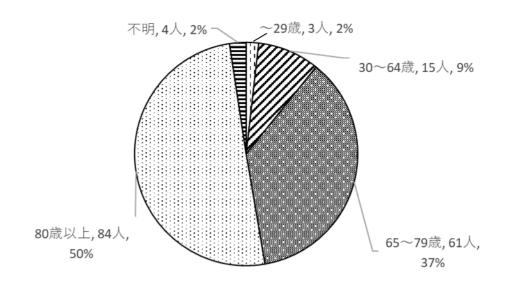


- ① 新規件数は年々増加傾向にある。
- ② 高齢者補聴器購入費用助成事業による影響も増加の一要因であると考えられる。

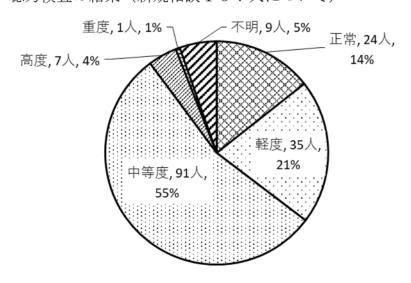
イ 相談内容 (新規相談167人について、複数項目あり)

7.1	- 1 12 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
相談内容	件 数
聴力の衰え	132人
補聴器	142人
障害者手帳の取得	3 2 人
耳鳴り	6人
生活・コミュニケーション	5人
その他	7人
合 計	3 2 4 人

- ① 聴力の衰えや補聴器に関する相談が全体の85%を占めている (前年度は83%)。
- ウ 年齢別内訳 (新規相談167人について)



- ① 年齢不明者4人を除く新規相談者163人のうち、65歳以上が全体の87%(145人)を占めており、加齢による難聴相談が多い。
- エ 聴力検査の結果 (新規相談167人について)



J	徳力レベル	の判断基	準 (dB)	
重度	高度	中等度	軽度	正常
90~	70~89	40~69	25~39	~24

① 身体障がい者手帳の取得・等級変更該当者 26人(6級相当4人、語音明瞭4級相当20人、4級相当2人)

- ② 高齢者補聴器購入費用助成制度該当者
- 47人
- ③ 相談者の55%は中等度の難聴者である。

(4) ピアサポート (障がい当事者による相談)

(件)

	肢体	聴覚	視覚	高次脳	計
相談件数	15 (18)	36 (33)	16 (13)	12 (9)	79 (73)

() 内は前年度実績

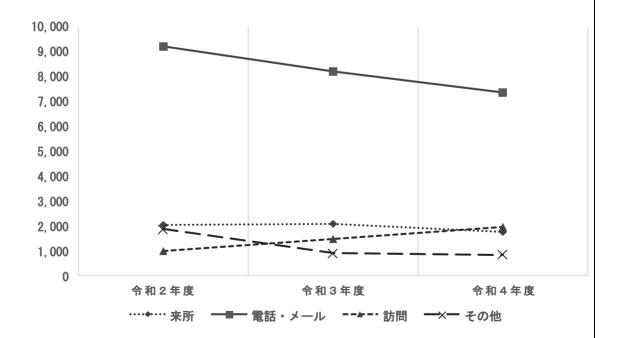
2 雇用支援室

(1) 相談件数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来所	2, 055	2, 068	1, 765
電話・メール	9, 233	8, 220	7, 344
訪問	972	1, 491	1, 962
その他(※)	1,873	899	839
計	14, 133	12, 678	11, 910

※ その他は、支援計画作成、支援方針会議、行政機関・支援機関との 連携会議等



① 令和4年度は、新型コロナが徐々に落ち着いてきたことから、訪問支援が増え、電話相談やメールによる相談が減った。

(2) 相談者の障がい種別 (重複あり)

ア 身体障がい 延べ 393人

肢体 1~3	肢体 4~7	視覚	聴覚	平衡 機能	音声 言語	内部
141	85	39	82	1	10	35

イ 知的障がい 延べ 1,284人 (人)

1度	2度	3度	4度
0	4	187	1,093

ウ 精神障がい 延べ 629人 (人)

1級	2級	3級
11	235	383

エ 手帳なし 延べ 27人

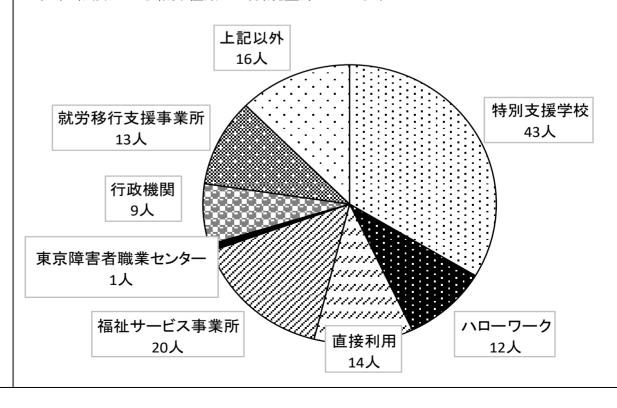
オ 発達障がい等の支援状況

(人)

(人)

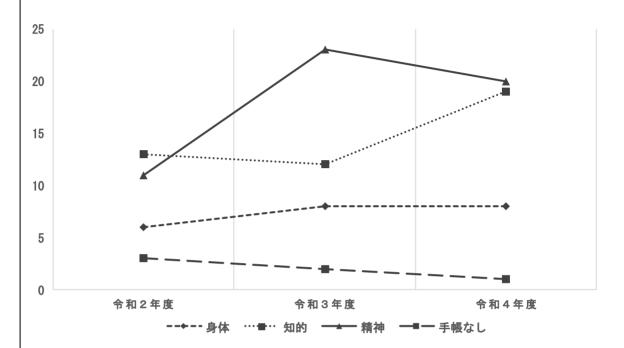
	発達	てんかん	高次脳	難病	計
令和3年度	402	144	82	20	648
令和4年度	407	145	86	20	658
増減	5	1	4	0	10

(3) 相談に至る紹介経路 (新規登録128人)



(4) 就労状況

_	一般企業への	の障がい別線	忧労者数	(延べ人数)		(人)
		身体	知的	精神	手帳なし	計
	令和2年度	6	13	11	3	33
	令和3年度	8	12	23	2	45
	令和4年度	8	19	20	1	48



- ① 令和2年度は、新型コロナの影響で求人数が減少し、就労者数も大 幅に減った。
- ② 令和3年度以降、就労環境は徐々に回復してきている。

イ 就労先の業種 (実人数45人の内訳)

(人)

建設	製造	電気ガス	情報通信	運輸	卸売小売
0	4	0	3	1	4
金融・保険	不動産	飲食宿泊	医療福祉	教育学習	その他 (※)
1	0	3	5	0	24

※ その他は、清掃、各官公庁、農園、各種パートなど

3 問題点等

今後も利用者本人に寄り添った相談支援を実践し、障がい福祉に関する総 合的な窓口として資質の向上に努めていく。

令和5年7月26日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	第27回こころの健康フェスティバルの実施結果について
所管部課	衛生部 中央本町地域·保健総合支援課
内容	足立区では平成8年度より区民のこころの健康の保持増進と精神障がい者の社会参加の促進を図るため「こころの健康フェスティバル」を実施している。令和4年度は新型コロナウイルス感染予防対策のためWEB配信で以下のとおり実施したので報告する。 1 配信期間 令和5年3月4日(土)午前0時00分 ~3月24日(金)午後11時59分 2 視聴回数 合計1,660回 (第26回:379回) 3 動画内容 (合計 約80分) (1)実行委員長挨拶 (2)区長挨拶 (3)講演 「コロナ禍の心と体の不調ののりこえ方」 東京女子医科大学附属足立医療センター 心療・精神科 部長 大坪 天平 教授 (4)参加団体活動紹介スライド
	4 参加団体 精神障がい者家族会、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、 医療機関、グループホーム、地域活動支援センター、足立区社会福祉 協議会、足立区民生・児童委員協議会、足立区町会・自治会連合会、 東京人権擁護委員協議会(足立地区人権擁護委員会)等 計35団体 5 視聴者の感想 (1) オンライン形式(YouTube) は、若い世代や平日・日中働いてい る方にとって視聴しやすいと思う。LINEで配信案内通知が来たのは 良かった。 (2) 講演の内容が、コロナ禍によっておちいりやすい抑うつ症状だけ でなく、生活の変化による不眠が引き起こす身体疾患に至る経緯ま

でわかりやすく説明され、とても参考になった。

